

筑西市建設計画

人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市



令和5年3月
筑西市

《 目 次 》

第1章 新市建設計画策定の方針

1	計画の趣旨	1
2	計画の役割と構成	1
3	計画の対象地域	3
4	計画期間	3
5	計画策定時における住民参加	3

第2章 1市3町の概況

1	位置と地勢	5
2	1市3町の概要	6
3	人口と世帯	8
4	関連計画や周辺の状況	9

第3章 合併の必要性和新市建設の課題

1	合併の必要性	11
2	1市3町の公共施設などの整備状況	14
3	住民意識調査結果の概要	19
4	新市建設に向けた主要課題	24

第4章 主要指標の見通し

1	人口の推計	27
2	世帯数の推計	27
3	年齢別人口の推計	28
4	産業別就業人口の推計	29

第5章 新市建設の基本方針

1	新市の将来像	31
2	施策の大綱	33
3	土地利用構想	38

第6章 新市建設の根幹となるべき事業

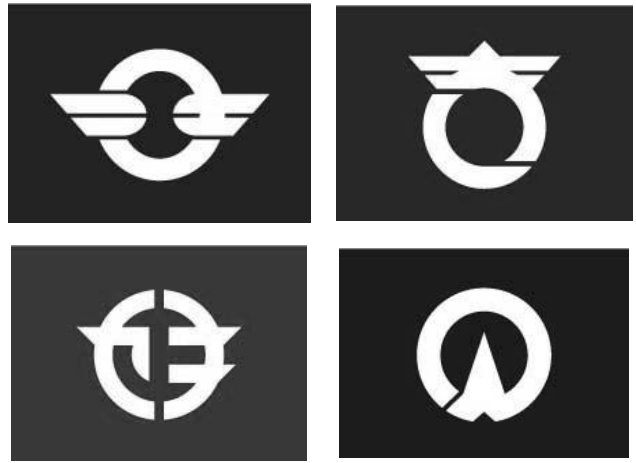
1 施策の体系と骨格的プロジェクト	45
(1) 施策の体系	45
(2) 骨格的プロジェクト	46
2 分野別施策	51
▶ 1 市民が安心して暮らせる福祉のまち	51
▶ 2 安全で快適に暮らせるまち	55
▶ 3 市民だれもがいきいきと学び交流するまち	59
▶ 4 活力ある産業のまち	63
▶ 5 豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち	67
▶ 6 連携と協働で進めるまちづくり	71

第7章 公共的施設の統合整備

1 基本的考え方	75
2 基本方向	75

第8章 財政計画

1 基本的考え方	77
2 歳入の考え方	77
3 歳出の考え方	79



第 1 章

新市建設計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町が、合併を通じて新しい市を建設していくための基本方針を示すものです。

また、本計画では、新市建設の基本方針を実現するための主要施策についても、財政計画を踏まえて示すものとします。

新市では、この計画に基づくまちづくりを実践することにより、合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進し、新市としての一体性の速やかな確立と住民福祉の向上、地域の均衡ある発展を目指します。

2 計画の役割と構成

(1) 法的役割

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）に基づき、合併協議会が策定するものであり、合併特例法に基づく様々な財政措置を受けるためのものでもあります。

作成する項目としては、下記の4項目とすることが定められています。

- ① 新市を建設していくための基本方針
- ② 新市建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ④ 財政計画

(2) 各市町の基本構想との整合

1市3町は、当時の地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めており、これに基づく基本計画や実施計画が策定されています。

したがって、本計画は、各市町の基本構想に示されたまちづくりの基本理念や将来像にも配慮したものとする必要があります。

また、主要施策については、各市町の基本計画・実施計画をもとに、合併することで必要になる施策や一体的に継続して行うべき施策を取捨選択するための指針となります。

(3) 計画の構成

本計画は、次のとおり、新市建設の基本方針（まちづくりビジョン）、新市建設の根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備及び財政計画をもって構成します。

① 新市建設の基本方針（まちづくりビジョン）

「新市建設の基本方針」は、1市3町の合併後のまちづくりの将来方向を示すものです。

具体的には、新市の建設を総合的かつ計画的に進めるため、現状認識と地域特性、将来見通しを基礎に、新市のまちづくりの基本理念と将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を定めるものです。

② 新市建設の根幹となるべき事業

「新市建設の根幹となるべき事業」は、新市建設の基本方針に示された施策の大綱に基づき、主要な施策（根幹となるべき事業）を体系的に推進するための計画として策定するものです。

③ 公共的施設の統合整備

「公共的施設の統合整備」は、合併後の住民の利便性と、効率的運営に配慮した各公共施設の役割分担などに関する方針を示すものです。

④ 財政計画

「財政計画」は、計画に盛り込まれた施策を実施していくために、財源見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るために策定するものです。

3 計画の対象地域

新市建設計画の対象地域は、新市全域とします。

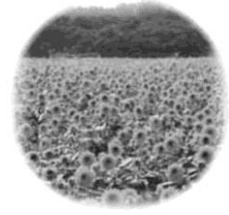
4 計画期間

本計画の期間は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の制定を受け15年延長し、合併期日の属する年度及びそれに続く25か年度とします。

5 計画策定時における住民参加

本計画を策定するにあたっては、先に実施した「まちづくりに関する住民意識調査」の集計結果を基礎資料とするとともに、意見交換会や住民懇談会など各種広聴事業を通して、住民参加を実現するものとします。





第2章

1 市3町の概況

1 位置と地勢

下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町は、東京から北へ約70 km、茨城県の西部に位置し、合わせて、東西15 km、南北20 kmで、面積は205.3 km²となります。

新市の南は下妻市及び日本を代表する科学技術中枢都市「つくば」を含むつくば市に隣接し、東は桜川市に、西は結城市、八千代町及び栃木県小山市に、そして北は栃木県真岡市に隣接することになります。

地形はおおむね平坦で、鬼怒川・小貝川などが南北に貫流し、肥沃な田園地帯を形成しています。標高は、約20mから60mです。

北部には、阿武隈山系の一部につながる丘陵地帯があり、その標高は約200mとなっています。

気候は太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかです。

道路体系は、東西方向に国道50号、南北方向に国道294号が整備され、この2路線が交差した部分を中心として、石岡市方面やつくば市方面、古河市方面に、放射状に県道が整備されています。

鉄道については、東西にJR水戸線が走り、下館駅を起点として、南は取手まで関東鉄道常総線、北には茂木まで真岡鐵道真岡線が運行されています。

2 1市3町の概要

(1) 下館市

下館市は、JR水戸線や真岡鐵道真岡線、関東鉄道常総線が交わり、さらに国道50号や294号も交わるなど交通の要衝に位置し、古くから物資の集散地、商業都市として発展してきました。また、工業団地の造成により工業集積も進み、周辺から多くの就業者が通勤するなど、茨城県西部の中核都市として地域経済の中心的役割を果たしています。農業では、市域の約86%が農業振興地域に指定され、米・野菜・イチゴ・梨などの栽培が盛んです。

さらに、「伝統と品格ある関東の雄都としての都市づくり」を基本理念とし、他に誇れる生活先進都市の実現に向けた各種事業を進めてきました。

(2) 関城町

関城町は、東西を鬼怒川と小貝川に挟まれた位置にあり、これら河川流域に広がる肥沃な土地に恵まれ、首都圏に豊かな農産物を送り出す都市近郊型農業地域として発展してきました。特に「梨」は江戸時代末期から栽培され、地域のブランドとしての知名度があります。

また、工業団地造成により企業立地が進んでいます。

まちづくりの柱として生涯学習をテーマに、一人ひとりの個性が光る「田園都市せきじょう」の実現を目指したまちづくりを進め、生涯学習活動をはじめ住民参加のまちづくり優良町として大臣表彰を受けています。

(3) 明野町

明野町は、筑波山を間近に望み、東に桜川、西に小貝川が流れる水と緑豊かな田園都市です。「ひとが元気、まちが元気、ともに歩むまち あけの」を基本目標としたまちづくりを進め、田園環境を活かした花いっぱい運動では、夏のひまわり畑や秋のコスモスロードに、周辺はもちろん県外からも多くの人を訪れています。また、温泉施設を備えた「あけの元気館」も健康づくりや福祉サービスの拠点としてにぎわいを見せています。

また、文化のまちづくりとして大臣表彰を、ごみ減量化推進の優良町として大臣選定を受けています。

(4) 協和町

協和町は、北端部に阿武隈山系から連なる丘陵地がありますが、全体としては平坦で肥沃な耕地が広がる田園都市として発展してきました。

特に、施設園芸により生産される「こだまスイカ」や「きゅうり」は、県の銘柄産地指定を受けており、町の特産となっています。

また、国指定史跡の新治廃寺跡^{*}や新治郡衙跡^{*}などの文化財も多く、歴史の町としての顔も持っています。さらに、脳卒中半減対策事業などの健康づくり対策に取り組み、保健事業推進の優良町として大臣表彰を受けています。

-
- ^{*} 新治廃寺跡：奈良時代に建立された大寺跡。金堂跡、東西両塔跡、講堂跡などの土壇、回廊や経蔵などの遺構がある。
 - ^{*} 新治郡衙跡：奈良時代の常陸新治郡の郡衙（今の役所）の跡。遺構は4群、51棟を数え、広さ21ヘクタールに及ぶ。

3 人口と世帯

令和2年の国勢調査によると、新市の人口は100,753人、世帯数は37,491世帯となっています。

65歳以上の老年人口は32,004人で、割合（高齢化率）は32.1%となり、県平均の29.9%と比べるとやや高くなっています。

◆ 年齢別人口構成

(単位：人、%)

区分	世帯数	人口 (人)	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			人口	割合	人口	割合	人口	割合
新市	37,491	100,753	11,040	11.1%	56,749	56.9%	32,004	32.1%
茨城県	1,184,133	2,867,009	333,741	11.9%	1,638,165	58.3%	839,907	29.9%

資料：令和2年国勢調査

注1：総数には年齢不詳を含む。

注2：年齢別人口の割合は、総数から年齢不詳を除いて算出したもの。

また、就業者数は48,667人で、産業別にみると第1次産業就業者が7.5%、第2次産業就業者が35.1%、第3次産業就業者が57.4%となっており、県平均と比べると第1次産業や第2次産業就業人口の割合が多くなっています。

◆ 産業別就業人口

(単位：人、%)

区分	人口	就業者数	就業者率	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
				人口	割合	人口	割合	人口	割合
新市	100,753	48,667	48.3%	3,516	7.5%	16,546	35.1%	27,081	57.4%
茨城県	2,867,009	1,362,944	47.5%	69,281	5.2%	380,140	28.8%	872,083	66.0%

資料：令和2年国勢調査

注1：就業者数には分類不能の産業を含む。

注2：産業別人口の割合は、就業者数から分類不能の産業を除いて算出したもの。

4 関連計画や周辺の状況

(1) 関連計画

首都圏整備計画では、国際競争力の強化を図りつつ、一極集中の是正を図るための面的な対流の創出が新市を含む北関東地域で見られるとあり、北関東自動車道をはじめ、常磐道や東北道、関越道、上信越道などの広域的なネットワークを活用した多面的な流れが形成され、「北関東新産業東西軸」ともいべきエリアへと転換できる新たな可能性があるとされています。

第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～では、新市を含む地域は県西ゾーンに位置づけられており、伝統的工芸品や石材業などの地場産業が盛んであるほか、大規模園芸産地が形成されるとともに米をはじめとする土地利用型農業が展開されている地域としています。また、近年は、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道など広域交通ネットワークの整備によって企業の立地が進んでおり、東京圏に近接するという地理的優位性を活かし、新たな産業拠点を形成するとともに、定住人口・交流人口の拡大を図ることにより、地域を発展させることとされています。

筑西地方拠点都市地域基本計画は、筑西広域市町村圏と同じ地域を対象としたものであり、地域が一体となって「職・住・遊・学」機能の調和のある複合整備を推進し、魅力と活力にあふれた自立圏域としての発展を目指した計画です。地域の将来像は、「活力に満ちた、首都圏の生活・文化・産業新拠点」の形成とし、『アクティブ・筑西』をキャッチフレーズとしています。また、広域的な見地から、都市機能の集積、居住環境の整備を図るための事業を重点的に実施すべき地区として、下館駅前中央地区などが「拠点地区」に定められています。

(2) 周辺の状況

新市の周辺では、桜川市に北関東自動車道桜川筑西 I C が整備され、高規格幹線道路へのアクセスが向上しています。

さらに、平成 17 年には、秋葉原とつくば間を 45 分で結ぶ都市高速鉄道である「つくばエクスプレス」が開業し、本地域からの鉄道による東京方面へのアクセスが大きく向上しています。



第3章

合併の必要性と新市建設の課題

1 合併の必要性

1市3町は、住民の通勤・通学や買物などの日常生活行動において、一体の生活圏を形成しており、こうした生活行動を支える交通網も整備されてきています。また、住民生活に密着するごみ処理やし尿処理、消防、火葬場などのサービスを共同して処理してきた実績があります。

さらに、地方分権が本格的実行段階にあるなかで、住民に必要な行政サービスについては、地方の責任において決定し、提供していくことが求められています。

このような背景から、下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町では、それぞれが実施してきたまちづくりの実績を尊重しつつ、今後必要なサービスを継続的に提供するための行財政基盤を強化することを目的に、合併による新たなまちづくりを進めることとなりました。

(1) 生活圏の一体性

新市は、国道50号や294号、主要地方道筑西三和線や筑西つくば線、さらにJR水戸線や関東鉄道常総線及び真岡鐵道真岡線などによって、下館地区を中心に一体的な地域を形成しています。

住民生活の基本となっている通勤・通学、買物、余暇、医療などにおいても、下館地区とのつながりを中心に市町界を越えた行動が多く、広域的な都市機能を共有してきました。

住民ニーズは、今後ますます多様化・高度化していくと予想され、求められる質と量に対応するためには、より広域的な都市機能の充実が必要になると見込まれます。

生活圏としての一体性を持っている1市3町が合併し、一つの自治体になることによって、より質の高いサービスを提供できる都市機能の充実を図り、より豊かな発展性に富んだ生活圏を創り出す必要があります。

(2) 広域行政の成熟化と新たな需要への対応

1市3町では、ごみ処理やし尿処理、消防、火葬場など様々な分野の事務を共同処理することで行政運営の効率化を図ってきました。

また、図書館や文化ホールなど公共施設の共同利用にも取り組むなど、行政運営において市町の境界を越えた相互交流が行われてきました。

こうした実績と成果は、健康・福祉、環境、教育・文化、情報化への対応など、多様化・高度化する行政需要への対応においても活かされるべきものであり、より効果のあるサービスを効率的に提供するための体制強化が求められています。

1市3町が合併することで、更に質の高い多様な行政サービスを提供する体制を整備することが可能となります。また、より利用しやすい施設となるよう運営や利用の仕組みを共通にすることができます。

◆ 主な広域行政の実績

組織名	施設名	共同処理事務	構成市町村 ^{※1}
筑西広域市町村圏事務組合	環境センター 消防本部 きぬ聖苑 筑西遊湯館 県西総合公園（県設置） 福祉センターあまびき ^{※2} 職業訓練センター	し尿処理、ごみ処理 消防、救急 火葬場・斎場 健康増進施設運営 公園管理運営 老人福祉施設管理運営 職業訓練事業 ふるさと市町村圏事業	下館市、関城町、明野町、協和町、（結城市、岩瀬町、真壁町、大和村）
筑北環境衛生組合 ^{※3}	クリーンセンター	し尿処理	協和町、（岩瀬町、大和村、笠間市）
県西総合病院組合 ^{※4}	県西総合病院	病院	明野町、協和町、（岩瀬町、真壁町、大和村）
筑西食肉衛生組合 ^{※5}	食肉センター	食肉加工	下館市、（結城市）
下妻地方広域事務組合	きぬアクアステーション フィットネスパークきぬ	下水道処理 健康増進施設運営	関城町、（下妻市、八千代町、千代川村、石下町）

※1 構成市町村：平成17年3月27日時点

※2 福祉センターあまびき：平成23年4月廃止

※3 筑北環境衛生組合：平成21年3月脱退。旧協和町分の処理については筑西広域市町村圏事務組合へ移行

※4 県西総合病院組合：平成30年9月30日解散。同日、県西総合病院を閉院し、平成30年10月1日に筑西市民病院との再編統合により、茨城県西部メディカルセンターが開院

※5 筑西食肉衛生組合：平成19年9月解散

(3) 地方分権の推進と行財政基盤の強化

地方分権の推進により、国や県から市町村への事務の権限移譲が進められています。地域ニーズに合致した施策を市町村自らが自主的に判断して実施するために政策形成能力の向上が望まれる一方、事務量と事務経費の負担は増大し、特に地方交付税や国からの補助金・負担金などが国の構造改革により削減されています。地方財政はより一層厳しさを増しており、職員の専門能力の向上や機構改革、政策形成能力の向上など、地方分権に対応する体制づくりが必要になっています。

また、長引く景気低迷や少子高齢化などにより、高度で多様な行政サービスが求められるとともに、近年の社会保障費などの増大や、公共施設の老朽化対策も、今後の財政的課題となってきています。この影響は、新市の財政を圧迫する要因の一つになっており、ますます投資的な経費や新規需要に対応した政策的な新規施策を実施するための財源を確保することが難しくなっています。

日常業務の効率化や人件費など経常的経費の削減を図りつつ、新たな財源を生み出す工夫を行うとともに、必要な事業を行うための有利な財政措置を活用するなど、新市のまちづくりを進めるためには、行財政基盤の強化が必要になります。

(4) 都市発展性の拡大

1市3町が一体となることによって、それぞれの個性を活かし、新しい観点から多彩なまちづくりが推進できるようになります。

本地域には、川や里の自然、広大な水田地帯、整備された快適な住宅地、にぎわいのある商業地、製造業の拠点であり多くの就労の場を提供している工業地帯など多様な顔を持っています。また、特徴ある景観を有した街並み・集落があり、世界に誇れる芸術家を輩出してきた歴史もあります。

また、北関東自動車道や筑西幹線道路の整備、国道294号の4車線化などにより広域交通条件が大きく向上することが見込まれます。

地域間競争が激化するなかで、1市3町が一体となることにより、多様な資源を活かす取り組みを進めることができ、果樹や施設園芸作物など農産物のブランド化や新たな企業立地の促進などを図り、県西地域の拠点、さらに、「つくば」や水戸、宇都宮、前橋・高崎をはじめとした北関東の広

域拠点都市との連携を図ることが可能となり、関東北部を横断する軸上の都市群の一翼としての役割を果たしていく必要があります。

2 1市3町の公共施設などの整備状況

各地区における公共施設の整備状況を見てみると、生涯学習関連施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設など多様な施設が整備されています。また、都市計画道路をはじめとした交通体系や都市公園、上下水道といった生活環境の整備も進んでいます。

(1) 生涯学習関連施設

生涯学習関連施設としては、下館地区の筑西市民会館大ホール（1000人）や関城地区の生涯学習センター市民ホール（500人）、明野地区の明野公民館大ホール（800人）があり、新市は固定席の文化ホールを3施設有していましたが、筑西市民会館は平成23年3月に起きた東日本大震災によって被災し、平成25年度に解体しました。また、スピカ・コミュニティプラザ（240人）や茨城県西生涯学習センターにも多目的ホール（300人）があります。

しかし、それぞれ規模や形態も異なることから、役割分担を図りながら運営することが考えられます。

各種講座や教室などに利用される公民館については、各地区それぞれに中央館機能を有する施設があるほか、下館地区に9施設、関城地区に1施設の地区公民館が整備されています。

図書館については、下館地区と明野地区に独立館が整備されているほか、関城地区と協和地区には公民館に図書室が設置されています。

平成15年度には、中心市街地に中央公民館機能を有するしもだて地域交流センターとしもだて美術館が開館しています。

その他、特色ある学習施設としては、下館地区の板谷波山記念館、協和地区の農業資料館があります。

(2) スポーツ・レクリエーション施設

スポーツ・レクリエーション施設としては、屋外運動施設の拠点としての機能をもつ公園が下館地区に2か所あるほか、関城地区や明野地区、協和地区にもあり、各種スポーツ大会の開催に利用されています。

また、運動施設を有する県の県西総合公園、キャンプ場を有する宮山ふるさとふれあい公園など、多くの都市公園が整備され、圏域住民のスポーツ・レクリエーション活動、憩いの場などに利用されています。

屋内体育施設についてみると、メインアリーナと観客席を有する総合体育館が下館地区と関城地区、協和地区に整備されており、新市は総合体育館を3施設保有することになります。さらに、小規模な体育館は5施設となります。

(3) 保健・福祉施設

各地区それぞれに保健センターが整備されており、各種検診事業などで有効に活用されています。

下館地区では、下館保健センター、総合福祉センター及び心身障害者福祉センターが隣接して整備されており、保健・福祉施設ゾーンを形成しています。

関城地区の関城保健センターは、関城支所2階に整備されており、健康相談事業などに活用されています。

明野地区では、明野保健センターが「あけの元気館」内に整備されており、同館内の他施設との連携により、保健事業と福祉サービスを一体的に提供する施設として機能しています。

協和地区では、協和の杜公園隣接地に協和保健センターが整備され、体育施設との連携が可能となっています。

高齢者施設については、多くが民間により設置・運営されています。公共施設としては、明野地区には「あけの元気館」内にデイサービスセンターが、協和地区には、介護予防・健康増進施設として協和ふれあいセンターがあります。

障がい者施設についても、多くは民間の社会福祉法人により設置・運営されていますが、公共施設としては、下館地区に心身障害者福祉センターがあります。

教育・保育施設などについても、民間によるものが多くなっています。また、平成27年4月にスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、認定こども園への移行が進んでいます。認定こども園は公立・私立合わせて23か所（公立1か所・私立22か所）、私立保育園3か所、地域型保育1か所、公立幼稚園1か所となります。

また、子育て支援センターについては、公立に2か所、その他私立の認定こども園や保育園に設置されています。

なお、県の施設としては筑西保健所や筑西児童相談所があります。

医療施設については、下館地区に夜間休日一次救急診療所を設置しているほか、市が設立した地方独立行政法人茨城県西部医療機構において、茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所を設置しています。

(4) 学校教育施設

幼稚園については、公立私立合わせて10園設置されていましたが、子ども・子育て支援新制度により認定こども園に移行する園が増えており、幼稚園は公立の1園のみです。小学校については20校、中学校は7校となります。

校舎や屋内体育施設などの老朽化に対応するため大規模改造工事や長寿命化改良工事が進んでいます。

このようななか、小中学校施設の適正配置が進められ、下館北中学校と下館中学校の統合や、明野地区の小中学校を1校に統合する施設一体型義務教育学校の建設工事を進めています。

高等学校については、県立高校が4校となります。

なお、協和地区には、県立の協和特別支援学校が設置されています。

また、明野地区の5つの小学校では、余裕教室を活用して高齢者の生きがいサロンを整備しており、毎週、高齢者と児童のふれあいの場となっています。

(5) その他特色ある施設など

公設民営の農産物直売所が明野地区の宮山ふるさとふれあい公園内に設置され、直売所に出荷している農家を中心に法人化された組織によって運営されています。周辺では、農地などを活用したひまわり栽培を行っており、多くの集客があります。

また、公営墓地として、明野地区に明野墓地及び明野富士見霊園が、協和地区に協和台原公園墓地があります。

さらに、国指定史跡として、関城地区に関城跡、協和地区に新治廃寺跡と新治郡衙跡ぐんががあります。

(6) 交通体系と生活環境の状況

新市は、国道2路線（50号、294号）、主要地方道6路線、一般県道16路線を有し、周辺諸都市及び当該圏域の拠点地域を相互に結んでいます。特に国道294号は、常総地域と宇都宮東部地域を結ぶ幹線道路として、4車線化が完了しています。

主要地方道では、平成17年度に筑西三和線関城バイパスが開通し、現在筑西つくば線明野バイパスの整備が進められています。

一般県道では、東山田岩瀬線バイパス（明野区域）、赤浜上大島線の歩道整備などが進められています。また、下館停車場線は、都市計画道路稻荷町線として拡幅整備と併せて電線地中化されました。

鉄道については、JR水戸線、関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の3線があり、下館駅をはじめとして新市は9駅を有しています。

民間のバス路線は、かつては下館駅を中心に複数の運行路線が存在していましたが、平成20年以降全ての路線が廃止となっています。

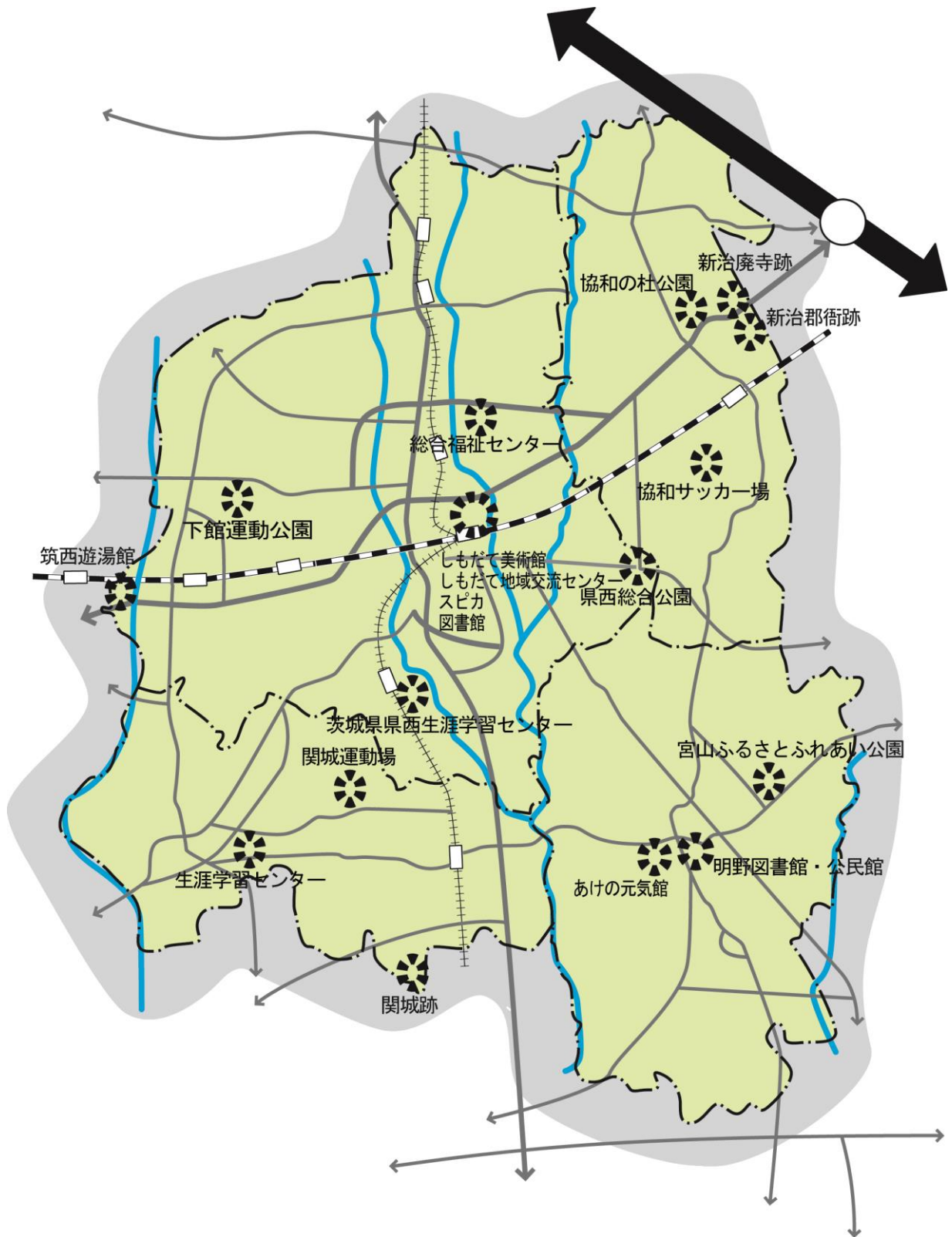
また、高齢者などの交通手段の確保を目的とした、乗合型デマンド交通システム「のり愛くん」を平成19年から市内全域において運行しています。

上水道は、各地区で整備されており、令和2年度末現在の普及率は89.2%となっています。

公共下水道事業は、下館地区が単独で処理場を整備しており、関城地区は鬼怒小貝流域下水道事業に、明野地区と協和地区は小貝川東部流域下水道事業に参加して事業を推進しています。下館地区は昭和55年から供用が開始されており、関城地区では平成13年から、明野地区では平成15年から、協和地区では平成18年から供用を開始しています。

農業集落排水事業においては、市街化調整区域の農村地域を対象に計画され、27地区が供用を開始しています。

◆ 主な公共施設の位置



3 住民意識調査結果の概要

(1) 調査の概要

本調査は、合併後の新市の建設の基本となる「新市建設計画」策定のための基礎データを得るために平成15年10月に実施したものであり、1市3町に住む18歳以上の住民5,000人を対象とした「一般住民調査」と、1市3町の中学校に在籍する中学生全員3,652人を対象とした「中学生調査」の2種類の調査を行ったものです。

「一般住民調査」の回収率は54.2%、「中学生調査」の回収率は88.3%となっています。

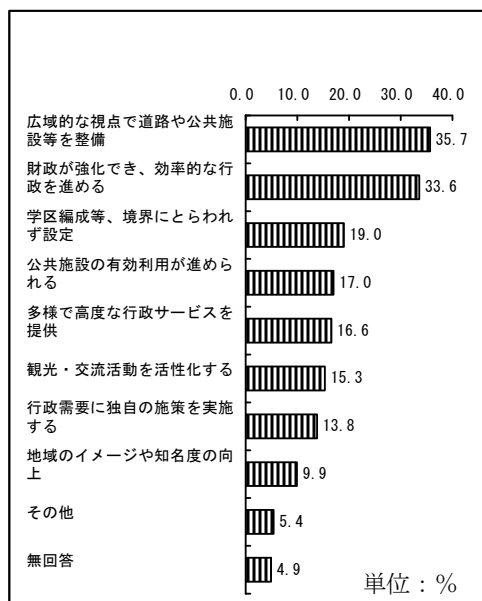
(2) 市町村合併に対する住民の期待や不安の把握

① 市町村合併への期待

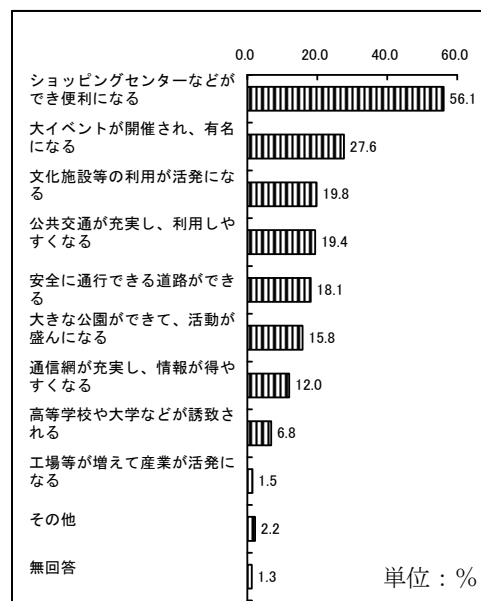
1市3町が合併した場合、新市に期待することとしては、「広域的な視点で道路や公共施設等を整備できる」が35.7%となっているほか、「財政が強化でき、効率的な行政を進めることができる」が33.6%となり、この2つに多くの期待が寄せられています。住民は、施設の整備ばかりでなく、行政運営の効率化についても期待しています。

中学生の期待としては、半数以上が「ショッピングセンターなどができ便利になる」を選んでいました。

【一般】



【中学生】

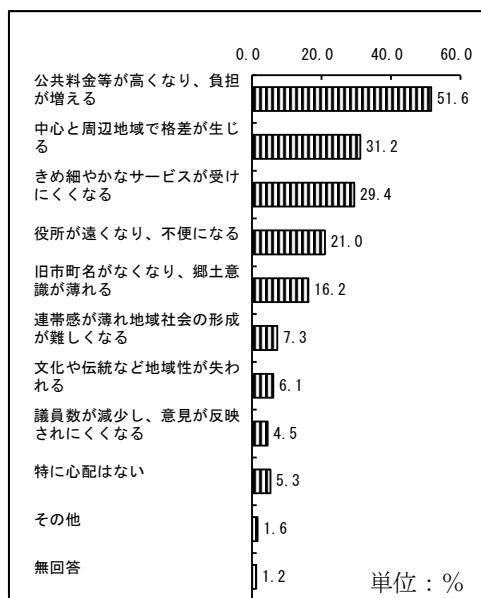


② 市町村合併への不安

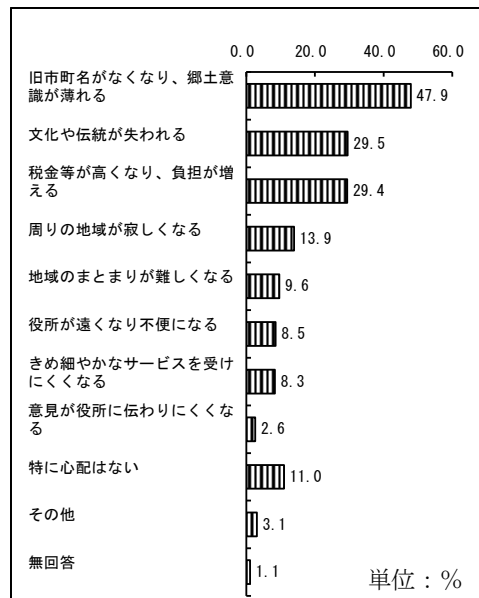
合併した場合の不安では、一般住民は「公共料金等が高くなり、住民の負担が増える」が51.6%と半数以上でした。そのほかでは、「中心地域と周辺地域で格差が生じる」が31.2%、「区域が広くなり、きめ細かなサービスが受けにくくなる」が29.4%となっています。

中学生は、「旧市町名がなくなり、郷土意識が薄れる」が47.9%と、意識の問題に集中しています。

【一般】



【中学生】

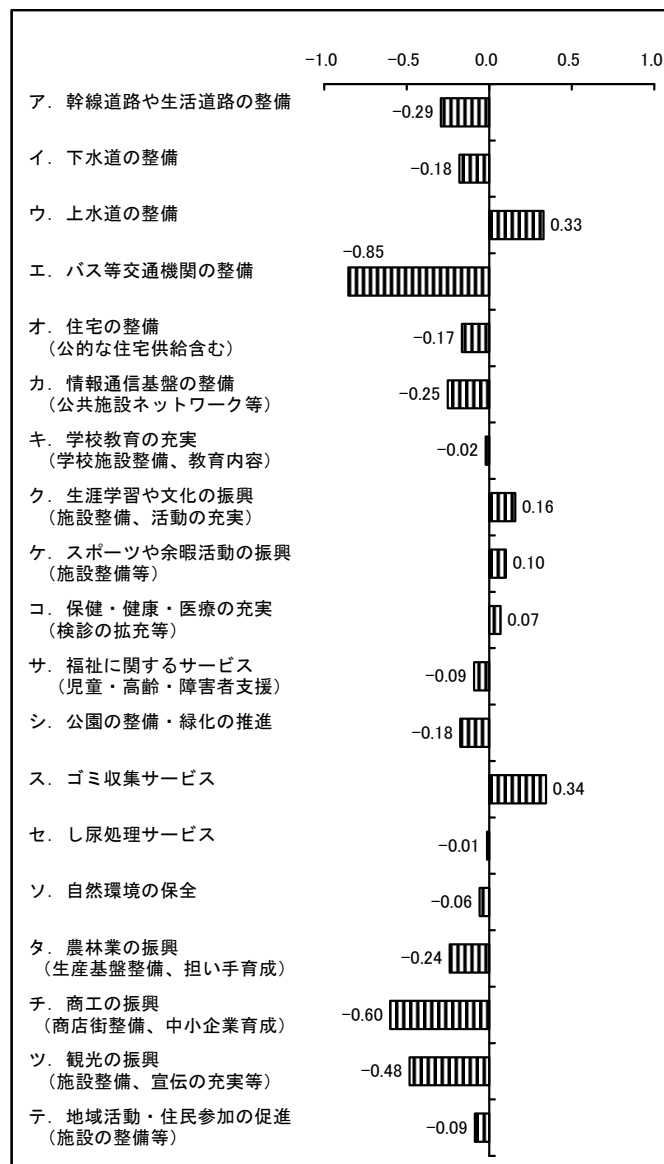


(3) 現在の生活環境評価

1市3町の生活環境についての評価をみると、全体としては、「上水道の整備」や「ごみ収集サービス」についての評価が高いようです。また、「生涯学習や文化の振興」、「スポーツや余暇活動の振興」、「保健・健康・医療の充実」についてもプラスの評価を得ています。

一方、「バス等交通機関の整備」や「商工の振興」、「観光の振興」に対する評価が低いようです。また、「幹線道路や生活道路の整備」、「農林業の振興」、「情報通信基盤の整備」などもマイナスの評価となっています。

【一般】



注：数値は指数であり、プラスが大きいほど満足度が高く、マイナスが大きいほど不満が大きい。

(4) 合併後のまちづくりの方向性

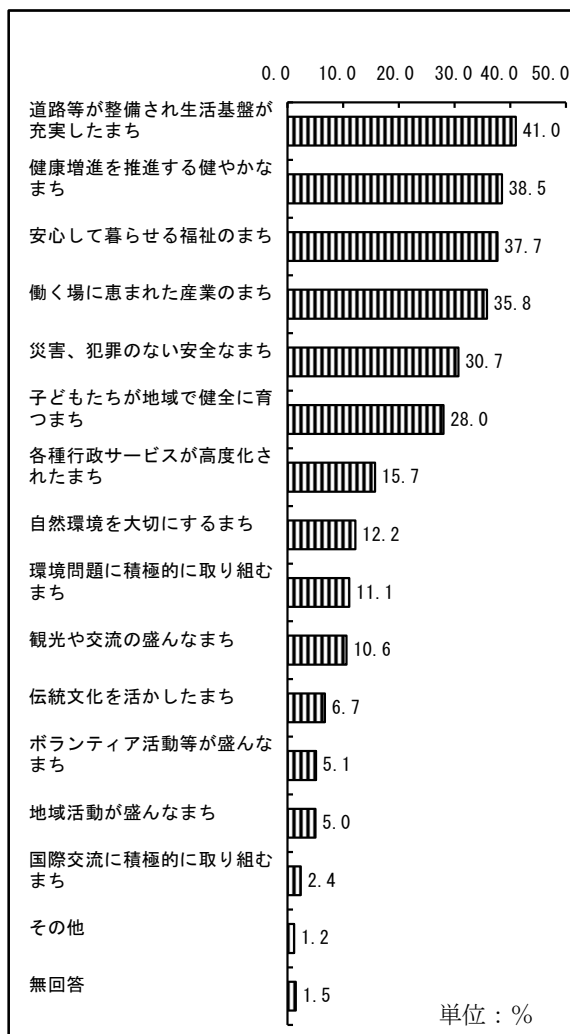
① 合併後の新市の将来方向

新市が目指すべき将来方向については、一般住民は、「道路等が整備され、生活基盤が充実したまち」が41.0%と第一位となっていますが、「健康増進を推進する健やかなまち」38.5%、「安心して暮らせる福祉のまち」37.7%、「働く場に恵まれた産業のまち」35.8%なども決して大きな差はないようです。

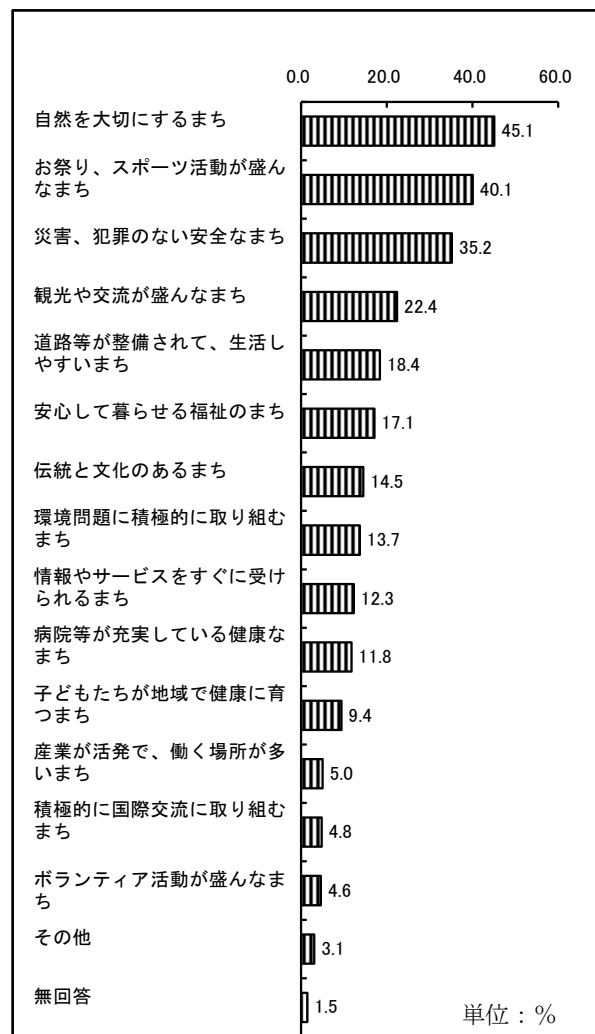
そのほか、「地域の安全性」や“子育て環境”などにも関心がみられます。

一方、中学生では、「自然を大切にすまち」が45.1%と多く、「お祭り、スポーツの盛んなまち」が40.1%、「災害、犯罪のない安全なまち」が35.2%と続いています。

【一般】



【中学生】



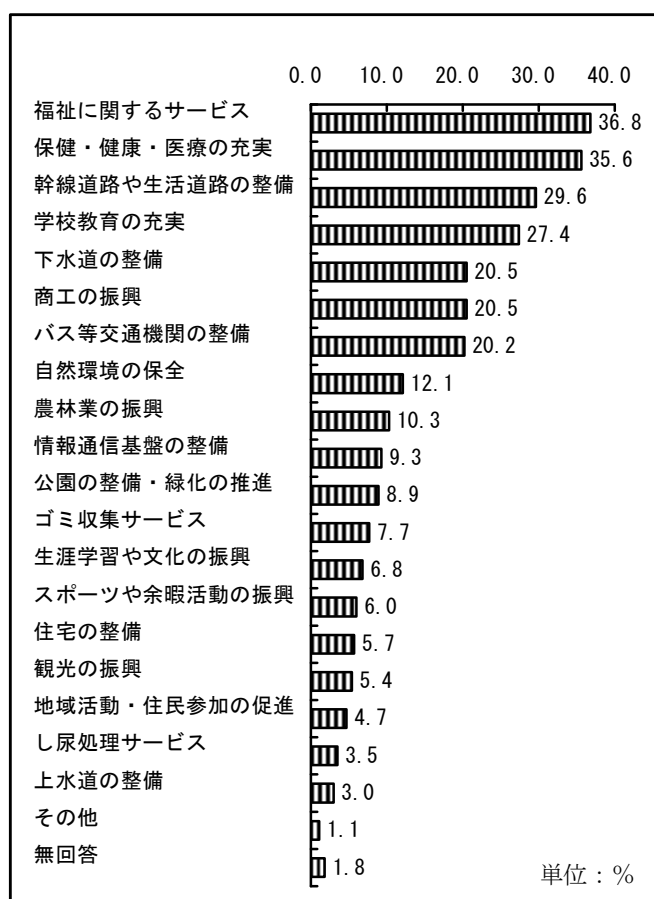
② 合併後の施策への希望

新市が力を入れるべき施策・事業としては、「福祉に関するサービス（児童・高齢者・障害者支援等）」が 36.8%であり、次いで「保健や健康・医療の充実（検診の拡充等）」が 35.6%となっていますが、その差はわずかです。

安心して生活するための条件となる“福祉”や“保健・医療”を重視していることがうかがえます。

さらには、「幹線道路や生活道路の整備」29.6%、「学校教育の充実」27.4%、「下水道の整備」20.5%、「商工の振興」20.5%、「バス等交通機関の整備」20.2%などと続いています。

【一般】



4 新市建設に向けた主要課題

新市の現況や合併の必要性、住民の意向を踏まえ、合併後の新しいまちを建設していくための主要課題を設定します。

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり

住民が安全に、そして安心して暮らせることは、まちづくりの基本であり、合併後の新市においても重要な課題となります。

令和2年には、新市における高齢化率も32.1%となり、3人に1人が高齢者という時代を迎えています。

高齢化に伴い、要介護者の増加も懸念されます。そこで、すべての住民が健康に老いることを目指し、介護予防や健康づくりを重視する必要がある、保健・医療・福祉が連携した総合的なサービス提供体制の充実が求められます。

また、要介護状態になっても社会的支援のもとで安心して暮らせる体制整備を促進する必要があります。

さらに、障がいがあっても普通に暮らすことができるノーマライゼーション※社会の実現やバリアフリー※のまちづくりを進め、すべての人にやさしい新市建設に努めることが重要です。

一方で、次世代を育成するための対策としては、多様な保育サービスの提供を促進するとともに、家庭での子育てを支援することが重要です。

安心して暮らせるまちは、行政だけで実現できるものではありません。民間事業者や住民の役割も明確にし、住民が身近な地域で、自主的に多様な形で取り組める仕組みづくりが重要です。

※ ノーマライゼーション：「正常化」、「日常化」を意味し、障がいのある人を特別視するのではなく、普通の人として一般社会のなかで、普通の生活が送れるような条件を備えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。

※ バリアフリー：障がい者や高齢者などが地域社会で生活する上での障壁（バリア）となるものを取り除いていくこと。

(2) 都市としての一体性の確保

① 幹線道路の整備

本地域は、高速交通体系に恵まれませんでした。北関東自動車道桜川筑西ICが設置され、これを広域交通の拠点として、筑西幹線道路など新市からのアクセス道路の体系的整備を進めていく必要があります。

新市の東西軸は国道50号であり、南北軸は国道294号となります。国道50号は栃木県や群馬県の都市群と連携した産業軸でもあり交通量も多く、一部で渋滞を引き起こしていることから、バイパスの整備や拡幅が課題となっています。

国道294号についても、広域幹線道路として4車線化が完了しています。

また、新市は「つくば」と近接することになります。平成17年8月にはつくばエクスプレスが開業しており、主要地方道筑西つくば線バイパスなどの整備を促進し、つくば市との連携強化を図ることが期待されます。

② 地域内交通の利便性の向上

広域的な幹線道路と併せ、通勤・通学など市民活動を支える道路の整備、市内公共交通手段の充実やJR水戸線、関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の輸送力増強などが課題となっています。

住民意識調査でも、生活環境評価でもっとも厳しい評価を受けたのがバスなどの公共交通機関の整備であり、新市が取り組むべき重点施策でも7番目にあげられています。

③ 生活基盤の整備

住民意識調査では、上水道の整備には満足した評価がありましたが、下水道の整備には厳しい評価もありました。農村地域については、農業集落排水事業として生活排水対策を進めてきたところですが、市街地については公共下水道として整備する計画となっています。公共下水道では、下館地区については普及も進んでいますが、関城地区及び明野地区、協和地区では供用開始が一部であり、普及率がまだ低い状況となっています。

新市においても、公共下水道事業をはじめとした身近な生活環境の整備をはじめ、水辺や平地林など自然環境の保全・活用、廃棄物処理・公害防止対策などを継続的に進め、魅力ある都市づくりを進める必要があります。

(3) 地域の特色を活かした魅力あるまちづくり

住民意識調査では、商工業の振興に対しても厳しい評価があり、商工業の振興は重点施策の6番目にあげられています。

本地域には、工業団地が9か所整備されていますが、魅力ある就労機会が少ないのが現状です。

また、中学生調査では、ショッピングセンターに対する期待が特に高くなっています。

平成23年に全線開通した北関東自動車道や4車線化が完了した国道294号、筑西幹線道路の整備といった広域的交通体系の整備効果を活かし、農産物加工・流通の活性化や新たな企業集積の促進、沿道への流通関連機能の立地促進などの産業振興策の推進が重要になります。

さらに、鬼怒川、小貝川などの河川や北部丘陵地の山林などの自然環境や、関城跡、新治廃寺跡、新治郡衙跡、板谷波山記念館などの歴史・文化的資源、さらに既存のレクリエーション施設などをネットワーク化することにより、交流や観光の資源として積極的に活用していく必要があります。

(4) 効率的で効果的な行政運営

1市3町が合併することで、これまで各市町で整備し、運営してきた公民館などの文化・学習施設やスポーツ・レクリエーション施設、福祉施設などが1つの市として管理運営されることになります。

各市町は、それぞれの施設について特色ある運営をしており、住民団体の活動基盤ともなっています。今後、こうした点も配慮に入れ、公共施設の体系を確立し、各施設の役割分担を明確にした運営を行う必要があります。

また、厳しい財政状況のなかで、効率的に成果が得られる事業選択が求められます。そのため、行政評価制度の導入や人事管理制度の検討などの行財政改革に取り組み、住民の満足度が向上する行財政運営を指向する必要があります。



第4章

主要指標の見通し

1 人口の推計

新市の人口は、令和2年の国勢調査によると100,753人となりますが、減少傾向にあることから、将来推計においてもこうした傾向を反映することになります。

その結果、令和12年の新市の総人口は89,392人と見込まれ、平成12年と比べ約27,000人の減少となります。

◆ 人口推計結果

(単位：人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
新 市	118,078	116,120	112,581	108,527	104,573	100,753	94,832	89,392
下館市	66,062	65,034	-	-	-	-	-	
関城町	16,424	16,145	-	-	-	-	-	
明野町	18,227	17,796	-	-	-	-	-	
協和町	17,365	17,145	-	-	-	-	-	

注：令和2年までは実績値。令和7年以降は、平成27年の国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に推計したものの。

2 世帯数の推計

世帯数については、核家族化や単身世帯の増加などから一世帯当たり人員が減少傾向にあり、令和12年には一般世帯の人員が2.29人まで減少すると見込まれます。

その結果、一般世帯は、令和12年には約39,000世帯となり、平成12年と比べ約4,900世帯増加すると見込まれます。

◆ 世帯数推計結果

(単位：世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総世帯数	33,329	34,142	34,683	35,188	35,683	37,491	38,632	39,118
一般世帯数	33,300	34,072	34,622	35,132	35,613	37,409	38,550	39,036
一世帯あたり人員 (人/世帯)	3.50	3.36	3.19	3.03	2.88	2.63	2.46	2.29

注：令和2年度までは実績値。令和7年以降は推計値。

3 年齢別人口の推計

新市の人口を年齢別にみると、年少人口や生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、老年人口が増加しています。平成12年には、老年人口が年少人口を上回りました。また、令和2年には、約3人に1人が65歳以上の高齢者になりました。

年齢階層ごとに推計した結果でもこうした傾向は変わらず、令和12年には平成12年に比べ、年少人口や生産年齢人口が減少することが見込まれます。特に生産年齢人口は約29,000人の減少と見込まれます。

一方、老年人口は約10,500人以上増加すると見込まれます。

◆ 年齢別人口推計結果

(単位：人、%)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	118,078	116,120	112,581	108,527	104,573	100,753	94,832	89,392
年少人口 (0～14歳)	20,017	17,769	15,908	14,320	12,759	11,040	10,222	9,210
構成比	17.0%	15.3%	14.1%	13.2%	12.2%	11.1%	10.8%	10.3%
生産年齢人口 (15～64歳)	79,541	77,186	73,146	68,435	62,316	56,749	52,364	48,527
構成比	67.4%	66.5%	65.0%	63.2%	59.8%	56.9%	55.2%	54.3%
老年人口 (65歳以上)	18,520	21,102	23,521	25,502	29,178	32,004	32,246	31,655
構成比	15.7%	18.2%	20.9%	23.6%	28.0%	32.1%	34.0%	35.4%

注：令和2年までは実績値。総数には年齢不詳を含む。令和7年以降は、平成27年の国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に推計したもの。

4 産業別就業人口の推計

産業別就業人口の推計結果は、総人口自体が減少する見込みであり、生産年齢人口も減少傾向であることから、就業者割合及び就業者数ともに今後も減少する見込みとなります。

◆ 産業別就業人口推計結果 (単位：人、%)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
就業者数	62,075	60,644	57,040	52,936	51,786	48,667	44,950	41,567
人口	118,078	116,120	112,581	108,527	104,573	100,753	94,832	89,392
就業者率	52.6%	52.2%	50.7%	48.8%	49.5%	48.3%	47.4%	46.5%
第1次産業 就業人口	7,513	6,445	5,729	4,570	4,242	3,516	2,787	2,161
(構成比)	12.1%	10.7%	10.1%	8.9%	8.4%	7.5%	6.5%	5.4%
第2次産業 就業人口	25,943	24,678	21,278	18,920	18,273	16,546	14,564	12,803
(構成比)	41.8%	41.0%	37.7%	36.9%	36.1%	35.1%	33.7%	32.3%
第3次産業 就業人口	28,544	29,136	29,492	27,826	28,165	27,081	25,846	24,691
(構成比)	46.0%	48.4%	52.2%	54.2%	55.6%	57.4%	59.8%	62.3%

注1：令和2年までは実績値。令和7年以降は推計値。

注2：産業別就業人口と構成比は、平成17年までは旧産業分類により、平成22年以降は新産業分類による。





第5章

新市建設の基本方針

1 新市の将来像

(1) 基本理念

1市3町では、福祉や医療など安心して暮らせる条件を整えてきたところですが、少子高齢化の進展のなかで、さらに安全に、そして安心して暮らせる環境を整備することは、新市の重要な課題です。住民からも福祉や医療の充実を求める声が強くなっています。

また、各種スポーツ施設や文化・学習施設を整備するとともに、これらの施設を利用して住民の様々な文化・学習活動、スポーツ活動を支援してきたところであり、これにより、地域の文化を支え発展させる基盤が整ってきています。

一方、地域の特色となっている河川は、緑豊かな自然環境を支え、かつ、農業を支えることで、住民の生活と共存してきました。

さらに、土地区画整理事業などによる市街地開発事業や工業団地開発を進めてきた実績もあります。

新市は、県西地域における生活や文化、産業活動の拠点機能に加え、「つくば」に近接するという条件や、新たな高規格幹線道路及び広域幹線道路の整備といった条件、美しい田園景観や果樹・野菜などの収益性の高い農業の展開といった個性を活かし、県域を越えた北関東地域連携軸の新たな拠点として、産業や観光・レクリエーション、文化をリードする魅力ある都市圏の形成が期待されます。

こうした状況を踏まえ、新市建設の基本理念を以下のとおりとします。

【新市のまちづくりの基本理念】

① 福祉都市

新市は、すべての市民が安心して暮らせることを大切にします。

② 拠点都市

新市は、北関東地域連携軸における拠点となる基盤づくりを大切にします。

③ 交流都市

新市は、市民の文化・学習・スポーツ活動による交流を大切にします。

④ 産業都市

新市は、働く人が集まる元気な産業の育成を大切にします。

⑤ 共生都市

新市は、自然環境と都市活動が共生できるまちづくりを大切にします。

⑥ 市民自治都市

新市は、市民が主役の都市づくりを大切にします。

(2) 新市の将来像

上記の基本理念のもとに建設される新市の将来像は、市民の暮らしを支える福祉・医療体制が整備されたまちとなります。

また、北関東を横断する都市群の一翼として、都市基盤が整備され、産業活動の活発なまちとなります。

さらに、子どもたちの学習環境も整備され、すべての市民が地域の歴史や文化を学び大切にし、市民のスポーツ・レクリエーション活動も盛んで、市民の交流により活気のあるまちとなります。

周辺の自然環境は、市民生活と共生し、農業を支え、四季折々の景観を楽しませてくれます。

こうした新市の将来像を、以下のとおりとし、主体的な市民参加のまちづくりを進めながら、その実現を目指します。

「人と自然、安心して暮らせる共生文化都市」

2 施策の大綱

上記将来像を達成するための施策の大綱を以下のとおり定めます。

(1) 市民が安心して暮らせる福祉のまち

新市においては、予防医療や健康づくり施策などを通じて、すべての市民が、運動や栄養、休養など健康に配慮した生活を送れるよう支援します。

医療については、平成30年10月1日に開院した茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所と地域の医療機関が連携することにより、医療提供体制の充実を図るとともに、在宅医療や救急医療など市民の医療需要に対応します。

また、高齢者や障がい者が、それぞれの能力に応じて社会参加しながら生きがいある生活を送れるよう支援するとともに、関係機関との連携を図りながら、在宅支援サービスを推進します。

少子化の進行や女性の社会進出に対応するため、多様な保育サービスをはじめとして子育てしやすい環境づくりを進めます。

さらに、だれもが安心して保健・医療・福祉のサービスを利用できるよう社会保障制度の趣旨を周知し、健全な運営に努めます。

高齢者や障がい者の社会参加が進んできたことで、すべての人に利用しやすいまちづくりが注目されています。今後、まちづくりの様々な分野でユニバーサルデザイン[※]の考え方に基づく施設整備の徹底に努めます。

(2) 安全で快適に暮らせるまち

道路網は、人や物の動きを円滑にし、新市としての一体性の確保を図るための基盤となるものです。そのため、平成23年に全線開通した北関東自動車道の整備効果を活かし、国道50号バイパスを促進するとともに、筑西幹線道路など、広域交通網の整備を進めます。

また、これら広域道路網との連携、東西軸や南北軸の機能強化を活かしながら、新市の中心市街地を迂回する環状道路の形成や新市の各地区拠点

[※] ユニバーサルデザイン：障がい者、高齢者、外国人、男女、子ども、乳幼児を連れた保護者など、それぞれの違いを超えて、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかうとする考え方。

を連絡する道路網の形成、中心市街地と地区拠点を連絡する道路の整備などを進めます。

中心市街地については、活力と魅力ある都市生活を支える商業・業務、芸術・文化、レクリエーション、情報・交流などの都市機能の集積を図るとともに、質の高い街並みや回遊性に富んだにぎわいの形成を促進します。

地区拠点については、幹線道路をはじめとした交通基盤整備を図りながら、生活の利便性を支える商業・サービス機能の立地を促進するとともに、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

公共交通については、JR水戸線・関東鉄道常総線・真岡鐵道真岡線の輸送力増強、利便性向上を促進するとともに、新市の公共・公益施設などの利用に配慮した乗合型デマンド交通システム「のり愛くん」の更なる利便性の向上や広域連携など、公共交通手段の充実を図ります。

公共下水道事業については、整備の経過や整備率に違いがあることから、地域の均衡ある発展に配慮した整備を進めます。

上水道については、老朽化した水道施設の計画的な更新及び耐震化を実施するとともに、普及率及び有収率の向上を図り、持続的・安定的な経営に努めます。

さらに、市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るために、緊急時の迅速かつ正確な情報伝達を実施できるよう防災行政無線などの防災システムの維持管理及び情報伝達手段の多重化に努めるとともに消防力の強化、関係機関や地域住民団体と連携した防犯対策、交通安全対策を進めます。

情報通信基盤については、高速通信ネットワークの機能強化の進展を活かし、市民への情報サービスの充実を図ります。

筑波山を望む景観や坂のある都市景観、屋敷林のある集落景観など、新市の魅力を活かした景観行政を進めるとともに、だれもが安心して住める公的住宅の整備・管理に努めます。

(3) 市民だれもがいきいきと学び交流するまち

子どもたち一人ひとりが、新しい時代を切り拓き、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、学校と家庭及び地域が連携し、教育内容と教育環境の充実を図ります。また、関係機関と連携し、高等教育機関の誘致を含め、多様な教育機会の確保に努めます。

少子高齢化や高度情報化、家族形態の多様化など市民生活を取り巻く社会経済状況が急激に変化するなかで、市民一人ひとりが地域社会の一員としての役割を認識し、新市の担い手として生きがいをもって活動するためには、生涯を通じて必要なことを学び続けることが重要です。

そこで、市民が地域に根ざした活動を展開できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援するための学習環境の充実を図ります。

また、市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するため、施設の充実と有効活用を図りながら、様々なスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

新市では、陶芸や絵画及び伝統芸能の振興、郷土芸能や文化財などの保存・伝承を通じて、市民が豊かな感性を磨くことができる機会を提供するとともに、自主的な文化活動を支援します。

さらに、青少年が地域に親しみと愛着がもてるよう、文化・スポーツ・ボランティアなどの活動をとおして、青少年が地域のなかで活躍できる機会を提供します。

価値観の多様化が指摘されるなかで、その多様性を互いに認め合いながら、連帯意識がもてる社会づくりを進めるため、姉妹都市交流や国際交流を促進します。

(4) 活力ある産業のまち

米、果樹、野菜など田園地帯における基幹産業となっている農業の活性化を図るため、生産性の向上を目指した生産基盤の整備、農産物加工などによる付加価値化、広域交通体系の整備効果を活かした生産・流通体系の充実などを通じた販路の拡大を促進します。

また、関係機関と連携して、栽培・加工技術や流通に関する研修・交流を通じて経営感覚に優れた経営体や新規就農者の育成、さらに畜産振興対策と連携し、環境に配慮した持続可能な農業の推進を図ります。

工業については、既存工業の振興と工業専用地域、工業地域、準工業地域などへの企業誘致を促進します。また、「つくば」との近接性や広域交通体系の整備、広域物流特区の認定などの効果を活かした、開発・研究、物流などの企業立地の促進、地域産業の活性化を目指した情報交流機会の提供に努めます。さらに、つくば明野工業団地及びつくば明野北部工業団地などの拡大整備を促進するとともに、関連道路の整備を進めます。商業

については、質の高い街並み形成や界隈性の確保といった商店街の魅力アップを支援するとともに、芸術・文化、レジャー施設など都市型観光とも連携し、中心商店街の魅力向上を支援します。また、広域的な交通条件の向上を踏まえ、新たな商業核などの立地を誘導します。

観光については、鬼怒川・小貝川などの河川、北部丘陵地の山林や南部の平地林などの自然環境、街並みや集落・田園・筑波山を望む風景などの景観、関城跡や新治廃寺跡、新治郡衙跡、板谷波山記念館、寺社などの歴史・文化的資源、桐下駄などの伝統工芸品、さらに既存のレクリエーション施設、祭り、イベント、真岡鐵道真岡線のS L運行など多様な地域資源を有効に活用します。

道の駅グランテラス筑西を拠点として、これらの資源のネットワーク化や情報発信・周遊観光の促進を図り、交流人口の増大と消費の拡大を目指します。

(5) 豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち

新市には、鬼怒川や小貝川などの河川や、北部丘陵地の山林、南部の平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境があります。これらを市民の財産として保存・継承するとともに、豊かな自然に親しみ、市民の憩いや交流、学習の場として活用するための施策を進めます。

さらに、市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーション空間として、拠点的な公園を位置づけ、その充実に努めます。

ごみ処理については、筑西広域市町村圏事務組合の処理施設で適正な処理に努めるとともに、循環型社会の構築を目指し、市民意識の高揚を図りながら、ごみの減量化、省資源、リサイクルを推進します。し尿についても、筑西広域市町村圏事務組合の処理施設で適正な処理を進めます。さらに、生活排水対策を推進し、河川や水路の水質保全に取り組みます。

エネルギー対策としては、公共施設における省エネルギー対策を推進するとともに、市民サービスとの調整を図りながら自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化の防止に努めます。

廃棄物の不法投棄に対しては、発見通報体制や監視指導体制の充実・強化に努めます。また、公害防止については、関係機関と連携による指導に努めます。

(6) 連携と協働で進めるまちづくり

新市のまちづくりの主役は市民です。市民による自主的・主体的なまちづくりを支援することで、持続的で広がりのある地域活動への発展を促します。また、市民や民間事業者などの連携・協働により、公共施設などの整備・運営の効率化に努めます。

新市は、男女が、社会の対等な一員として、あらゆる分野に参画し、共に力を発揮していく男女共同参画社会づくりを目指し、啓発活動や女性登用に関する仕組みづくり、女性の相談事業などを進めます。

さらに、すべての市民が、性別、年齢、障がいの有無、国籍などに制約されることなく、人権が尊重され、共にそれぞれの持てる能力を十分に発揮してまちづくりに取り組む社会の構築を目指します。そのため、市民や事業者、関係機関との連携を図りながら、意識啓発や仕組みづくりに取り組みます。

市民の自立した生活の支援とまちづくりへの参画意識の向上を図るため、広報・広聴体制の充実を図り、市民への情報提供や学習機会の提供、相談業務の充実などに努めます。

一方、行財政改革は、市民ニーズに的確に対応したサービスを提供するために不可欠です。行政の説明責任や市民の満足度を高めることができるよう行政評価の導入を進めるとともに、行政機構の改善や人事管理制度の見直しなどに取り組みます。

また、合併効果を活かした財政運営や広域的連携を進め、効率的な行政運営に努めます。

3 土地利用構想

(1) 新市の広域的位置づけ＝広域的地域連携軸上の拠点都市

新市は、県西地区における産業、教育・文化、行政など様々な面で拠点的な役割を担うことが期待されます。

また、新市は、つくば市に隣接することから、筑波研究学園都市の研究開発機能と連携した都市づくりや、土浦・つくば・牛久をはじめ、さいたまや成田などの各広域連携拠点との交流や連携強化が可能となってきます。

こうしたことから、新市は、産業、教育・文化、保健・医療・福祉、観光・レクリエーション、都市基盤、情報通信基盤、市民活動など様々な分野で、広域的な地域連携軸上のこれらの諸都市との交流を進め、相互の機能分担や補完、連携を図りながら、拠点都市としての機能強化を目指します。

(2) 新市の都市構造＝連携軸と環状線による骨格づくり

広域的な地域連携軸上の拠点都市としての機能集積を図るため、新市の骨格となる都市構造として、連携軸となる道路・交通体系の骨格づくりを進めます。

新市の道路体系は、東西の連携軸となる幹線道路として国道50号、南北の連携軸となる幹線道路として国道294号を位置づけます。これらはJR水戸線や関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線と連動します。








また、新たに整備が計画されている筑西幹線道路やつくば市と連絡する主要地方道筑西つくば線についても新市の都市軸と位置づけ、古河市方面やつくば市との連携強化を図ります。

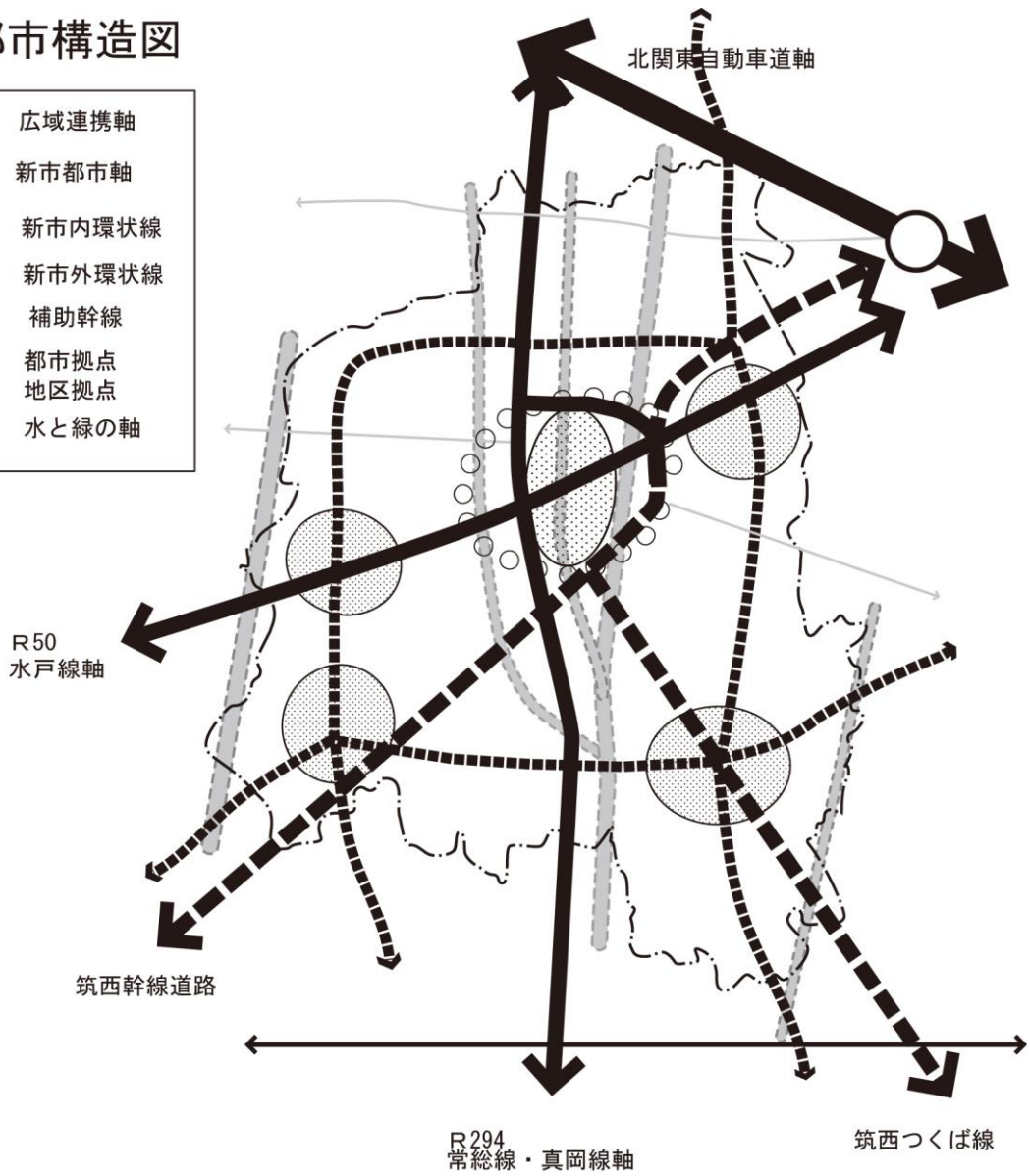
これらの連携軸や都市軸は、新市の都市拠点を迂回する内環状線につながり、中心部の交通渋滞の緩和と補助幹線を利用した中心部へのアクセス向上を図ります。

さらに、主要地方道つくば真岡線や明野間々田線などを活用し、関城、明野、協和などの各地域の生活拠点間を連絡する外環状線を位置づけ、新市としての円滑な交流と運動施設や生涯学習施設などの利用促進を図ります。

新市の個性の一つは、鬼怒川、小貝川、桜川などの水辺環境や平地林を含む美しい田園景観にあります。新市では、人と自然が共生した都市として、これらを新市における水と緑の骨格と位置づけ、これらの活用を図ります。

新市都市構造図

-  広域連携軸
-  新市都市軸
-  新市内環状線
-  新市外環状線
-  補助幹線
-  都市拠点
地区拠点
-  水と緑の軸



(3) 新市土地利用構想

以上のような考え方にに基づき、新市の土地利用構想を次のように定め、魅力と活力にあふれる都市の建設を図ります。

① 生活・文化・交流中心ゾーン

新市の中心となる市街地です。シビックコア地区整備事業や駅周辺整備、質の高い街並み形成による市街地の活性化を図り、新市の商業・業務、教育・文化、交流、行政などの中心機能の強化を進めます。

② 地区拠点ゾーン

おおむね各地区の市街化区域を地区拠点ゾーンと位置づけ、地域の生活拠点としての機能や生活環境の向上を図ります。

ア 下館中心部周辺地域

土地区画整理事業などのまちづくりによる安全で快適な居住環境の整備を図ります。

イ 川島・玉戸地域

幹線道路のバイパス化などにより、交通渋滞を緩和し、安全でうるおいのある市街地の形成を目指します。

ウ 関城地域

関本市街地については、土地区画整理事業などにより、地域内の道路環境を整備するとともに、地域内での人口の定着と増加を図ります。

黒子市街地については、道路整備により東西交通の円滑化を図ります。

エ 明野地域

海老ヶ島市街地については、都市計画道路の整備や地区計画によるまちづくりの誘導により、交通拠点や買物拠点の形成を誘導し、生活拠点としての利便性向上を図ります。

村田市街地については、幹線道路のバイパス化などにより、安全でうるおいのある市街地の形成を目指します。

オ 協和地域

新治駅周辺のアクセス機能の向上、市街地の整備などを進め、利便性の高い快適な生活環境の創造を図ります。

③ 工業・物流ゾーン

工業・物流ゾーンについては、各工業団地の周辺の道路整備など生産環境の改善に努めるとともに、民間活力などの導入により工業団地の造成、整備を行い、着実な企業誘致を図ります。

④ 田園都市交流ゾーン

新市の速やかな一体性の確立を図るため、各地区からのアクセスに配慮した筑西幹線道路沿いに、市民が集い交流できるゾーンを形成します。

⑤ 緑地景観ゾーン

新市の個性の一つである河川を活かした緑地景観ゾーンを設定し、緑と水の豊かなまちづくりを進めます。

[主要な河川緑地]

- 鬼怒川緑地の保全活用
- 五行川斜面緑地、河川敷の活用
- 小貝川北部の桜並木の活用
- 大谷川、小貝川合流地点の緑地活用
- 小貝川南部の河川敷緑地の保全

その他、観音川沿いのコスモスなど景観形成などを推進します。

⑥ 大規模土地利用型農業ゾーン

水田農業の確立や転作作物の振興を図るとともに、生産環境の改善や担い手の育成などを進め、優良農地の保全と活用に努めます。

⑦ 果樹園芸・畑作振興ゾーン

梨やこだまスイカなど特産物の生産基盤整備や周辺営農環境の保全に努めます。

⑧ スポーツ・文化・福祉交流拠点

新市の多様な交流拠点として次の各施設を含む地域を設定し、利便性の向上や施設の充実、管理・運営に関する連携強化を図ります。

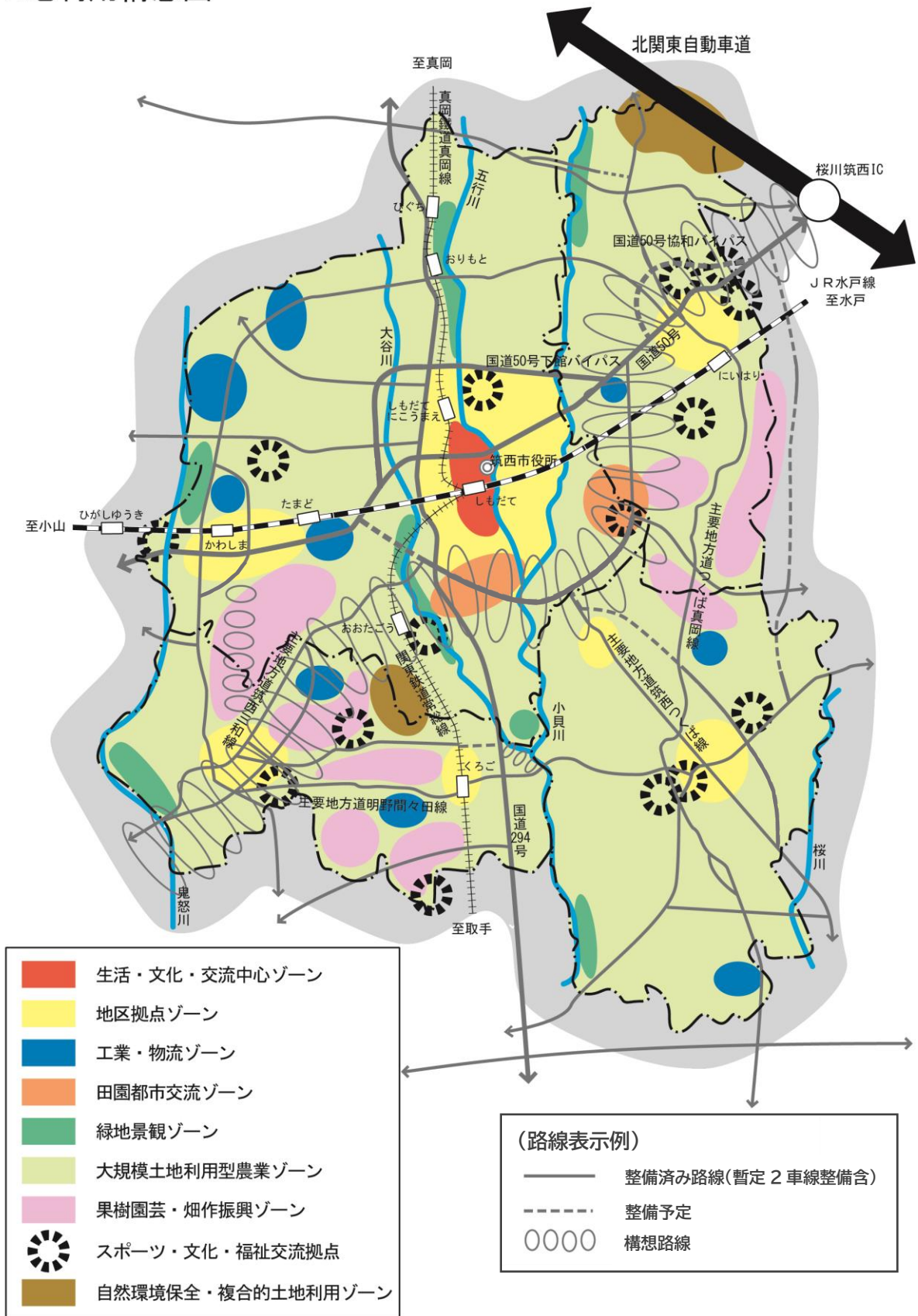
- ア 下館運動公園（下館地区）
- イ 総合福祉センター（下館地区）
- ウ 茨城県県西生涯学習センター（下館地区）
- エ 筑西遊湯館（下館地区）
- オ 生涯学習センター（関城地区）
- カ 関城運動場（関城地区）
- キ 関城跡（関城地区）
- ク 明野公民館、明野トレーニングセンター（明野地区）
- ケ あけの元気館（明野地区）
- コ 宮山ふるさとふれあい公園（明野地区）
- サ 協和サッカー場（協和地区）
- シ 協和の杜公園（協和地区）
- ス 新治廃寺跡・新治郡衙跡^{ぐんが}（協和地区）
- セ 県西総合公園（下館地区・協和地区）

⑨ 自然環境保全・複合的土地利用ゾーン

新市には北部丘陵地に山林があり、南部には大規模な平地林も残っています。これらの自然環境の保全に配慮し、エコミュージアム[※]など市民の自然体験の場として活用を図るとともに、高規格幹線道路に近接する交通の利便性に着目した複合的な土地利用を図ります。

※ エコミュージアム：地域に残された自然環境などを大切にし、それをまちづくりに活かしていくため、地域まるごとを博物館とみだてて、地域の魅力的資源の再発見・学習・研究保存・展示などの活動を行うこと。

土地利用構想図



	生活・文化・交流中心ゾーン
	地区拠点ゾーン
	工業・物流ゾーン
	田園都市交流ゾーン
	緑地景観ゾーン
	大規模土地利用型農業ゾーン
	果樹園芸・畑作振興ゾーン
	スポーツ・文化・福祉交流拠点
	自然環境保全・複合的土地利用ゾーン

(路線表示例)	
	整備済み路線(暫定2車線整備含)
	整備予定
	構想路線



第6章

新市建設の根幹となるべき事業

1 施策の体系と骨格的プロジェクト

(1) 施策の体系

「新市建設の基本方針」に基づき、新市の一体性を高め、新市の将来像である、『人と自然、安心して暮らせる共生文化都市』の実現をめざすため、次のような施策を総合的に展開します。

基本方針		施策項目	
1	市民が安心して暮らせる福祉のまち	1-1	健康づくり
		1-2	医療
		1-3	高齢者福祉
		1-4	障がい者福祉
		1-5	児童福祉
		1-6	地域福祉
		1-7	社会保障
		1-8	福祉のまちづくり
2	安全で快適に暮らせるまち	2-1	道路網
		2-2	市街地整備
		2-3	公共交通対策
		2-4	公共下水道
		2-5	上水道
		2-6	消防・防災
		2-7	防犯・交通安全
		2-8	情報通信基盤
		2-9	住環境
3	市民だれもがいきいきと学び交流するまち	3-1	就学前教育
		3-2	義務教育
		3-3	高等学校との連携・大学など
		3-4	生涯学習
		3-5	スポーツ・レクリエーション
		3-6	地域文化
		3-7	青少年健全育成
		3-8	市民交流・国際交流
4	活力ある産業のまち	4-1	農業
		4-2	工業
		4-3	商業
		4-4	観光

基本方針		施策項目	
5	豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち	5-1	環境に配慮する仕組みづくり
		5-2	河川・水辺環境
		5-3	公園・緑地
		5-4	ごみ・し尿処理
		5-5	生活排水対策
		5-6	エネルギー対策
		5-7	公害防止
6	連携と協働で進めるまちづくり	6-1	市民活動の支援
		6-2	男女共同参画の推進
		6-3	人権尊重のまちづくり
		6-4	広報・広聴・相談
		6-5	効率的な行財政運営
		6-6	広域行政

(2) 骨格的プロジェクト

新市建設の推進にあたり、骨格的プロジェクトを整理します。

これらは、関連分野の施策と連携して総合的に実施することで、主要課題を達成するために大きな効果を発揮することが期待されます。

① 安心・安全まちづくりプロジェクト

○保健・福祉拠点とネットワークの形成

少子・高齢化に対応するため、既存施設の活用などを図りながら、各地区に保健・福祉拠点の形成を進めます。

また、市民の保健・福祉活動の実績と経験を活かした交流とネットワークの形成を支援します。

○防災・防犯ネットワークの形成

災害や犯罪から市民の安全を守るため、新市をカバーする防災行政無線の整備を進めるとともに、市民参加による防災組織の育成や防犯活動を支援します。

② 拠点形成・道路交通プロジェクト

○2つの新拠点の形成

新市の新たな都市軸となる筑西幹線道路沿線に、既存施設の機能を活用しながら、2つの新しい交流拠点の形成を促進します。

1つは新市の新しい文化・交流拠点であり、2つ目はスポーツ・レクリエーション交流拠点とします。

○道路交通ネットワークの形成

既存の国・県道を活かしながら、新市の環状道路網と放射道路網の形成を図ります。

環状道路網は、新市の中心市街地を迂回する『内環状線』と、各地区拠点を連絡する『外環状線』とします。

放射道路網は、東西軸となる国道50号や南北軸となる国道294号に加えて、筑西幹線道路と主要地方道筑西つくば線などを位置づけます。

- ・内環状線—都市計画道路一本松・茂田線（筑西幹線道路）の整備など
- ・外環状線—関1級—2号線・関1級—7号線の整備
 - 協104号線外の整備など
- ・放射道路—主要地方道筑西三和線関城バイパスの整備（筑西幹線道路）
 - 主要地方道筑西つくば線明野バイパスの整備
 - 倉持バイパスの整備など

また、新市における公共交通手段の利便性を確保するため、交通拠点の整備を図ります。

③ 魅力向上・活性化プロジェクト

○特産品販売拠点の形成

生産団体と連携し、新市の特産品となる梨やこだまスイカ、きゅうり、トマト、イチゴ、米などの農産物をはじめとして、これらの加工品も含めた販売拠点の形成を図ります。

○文化・学習拠点とネットワークの形成

市民の学習環境の整備を図るため、2つの図書館を拠点として図書館分館機能の整備を図ります。また、図書館と学校とのネットワークを整備し、児童生徒の学習環境の充実に努めます。

さらに、既存の文化・学習施設と連携し、史跡などの資源を活かした拠点の形成を進めます。

④ 市民・行政ネットワークプロジェクト

○市民協働型まちづくりの推進

新市のまちづくりを市民参画で進めていくため、市民協働型まちづくりに関する情報及び学習機会の提供、さらに活動支援のためのルールづくりを進めます。

○骨格的プロジェクトと整備事業

骨格的プロジェクトに該当する整備事業については、以下のとおりです。

骨格的プロジェクトと具体的事業	
1 安心・安全まちづくりプロジェクト	
○	児童福祉施設の整備（児童館・宅老所）
○	地区福祉センターの整備
○	地区交流センターの整備
○	防災行政無線の整備
2 拠点形成・道路交通プロジェクト	
○	中心市街地整備（シビックコア・南北一体化関連事業）
○	内環状線整備（一本松・茂田線（筑西幹線道路））
○	外環状線整備（関1級-2号線・関1級-7号線）
	同（協104号線）など
○	放射道路整備（倉持バイパス）
○	生活道路整備（中島西榎生線：下岡崎地区南）
	同（下1級-31号線：玉戸地区）
	同（地区拠点への進入道路など：関城地区・明野地区）など
○	公共交通対策（バスターミナル整備、新駅設置関連）
3 魅力向上・活性化プロジェクト	
○	特産品販売拠点整備（農業体験・研究・加工施設整備関連）、（物産センター整備関連）
○	文化・学習拠点整備（中学校整備関連：下館地区・明野地区・協和地区）、（図書館機能の整備及びネットワーク関連）、（文化・交流施設及び公園・緑地・広場整備関連）

2 分野別施策

▶ 1 市民が安心して暮らせる福祉のまち

【基本方向】

- すべての市民が、運動や栄養、休養など健康に配慮した生活を送れるよう支援します。
- 関係機関と連携し、救急医療や高度医療など医療体制の確保に努めます。
- 高齢者や障がい者の社会参加と自立生活への支援を進めるとともに、地域包括ケア体制づくりを推進します。
- 次世代を育成するための子育てしやすい環境づくりに努め、住民の主体的な行動を支援しながら、地域で支え合う社会づくりを進めます。
- だれもが安心して保健・医療・福祉のサービスを利用できるよう、社会保障制度の健全な運営に努めます。
- すべての人が利用しやすい公共施設の整備など福祉のまちづくりを進めます。

【施策の方針】

① 健康づくり

生涯を健康に過ごすことは全ての市民の願いであります。市民の健康づくりや各種健（検）診の拡充により、疾病予防に努めるとともに、母子保健、思春期保健、成人・老人保健などの施策の充実を図ります。

さらに、新市としての健康日本21計画を策定し、食生活の改善、休養、運動、喫煙、アルコールなどに関する生活習慣の改善など、市民の健康づくり意識の高揚と健康づくり活動の支援に努めます。

また、多様化する市民ニーズに対応し、精神保健などに対する相談体制の充実に努めます。

② 医療

安心して暮らせる社会づくりのために医療体制は欠かせません。市民が迅速かつ的確な医療を受けることができるよう、地域の医療体制の強化を図ります。

そのため、地域の医療機関及び近隣の高度医療機関との連携を強化するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を展開し、茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所を支援するなど、在宅医療や救急医療体制の充実を図り、医療サービスの向上に努めます。

③ 高齢者福祉

超高齢社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりが求められています。

そのため、介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、在宅の高齢者が要介護状態になることを予防するための介護予防事業、健康づくり事業を推進するとともに、高齢者クラブ、シルバー人材センターなどの生きがいづくり活動を促進します。

また、高齢者の実情に合った必要なサービスが、適切に包括的に提供される体制づくりを強化します。

④ 障がい者福祉

障がいのある人もない人も地域で互いに支え合い、いきいきと生活できる社会づくりが求められています。

そのため、新市における障がい者福祉計画を策定し、障がい者の介護支援・生活支援サービスの充実を促進するとともに、雇用や外出など社会参加を図るための支援策の充実に努めます。

また、市民の障がい者への理解促進なども推進します。

さらに、平成30年に制定した「筑西市手話言語条例」に基づき、手話に対する理解と手話の普及を図ります。

⑤ 児童福祉

少子社会においては、地域社会全体で子育てを支援し、子育てに夢を持てる地域づくりが必要です。

そのため、筑西市子ども・子育て支援事業計画に基づきながら、教育・保育施設などにおける多様な保育サービスの提供及び施設整備を促進します。

また、子育てコンシェルジュや母子保健コーディネーターといった専任職員による利用者支援事業、子育て支援センターなどの持つ機能を広く地

域に開放・活用し、乳幼児の健全な育成に努めます。さらに、地域の人材を活用し、多様で個別的な子育てニーズに対応できる地域社会を目指します。

学齢期における支援策としては、放課後児童クラブの充実や子どもの遊び場の確保に努めます。さらに、思春期保健対策や次世代の親となる青少年と乳幼児がふれあう場の確保、相談体制の充実など、次世代を担う青少年の育成支援に努めます。

一方、ひとり親世帯に対しては、生活安定や自立の促進などの支援充実に努めます。

⑥ 地域福祉

福祉に対する市民ニーズが多様化・高度化するなか、迅速で柔軟な対応を進めるためには、市民が主体となり関係機関などと連携し協働しながら、地域全体で福祉活動を展開していく必要があります。

そのために新市における地域福祉計画を作成するとともに、市民主体の福祉活動の中心的担い手である社会福祉協議会の支援強化に努めます。

また、福祉に対する市民意識の高揚を図り、市内の福祉関連施設の連携強化や、市民の福祉活動の拠点となる各施設の整備を進め、新たな地域福祉活動が展開できる環境の整備に努め、ボランティアやNPOなど市民の主体的な活動を支援します。

⑦ 社会保障

介護保険制度は、要介護高齢者や介護者の生活の安定を図るうえで、重要な役割を果たしています。

そこで、新市における介護保険事業計画を策定するとともに、同計画に基づきながら、居宅サービスを提供する通所施設や施設サービスを提供する入所施設などの適正な整備を促進します。

さらには、介護保険制度についての意識啓発や情報提供などを行い、制度の円滑な利用促進を図ります。

国民健康保険は、農業者や自営業者、高齢者などにとって重要な医療保障制度です。

今後とも、健康づくりを推進し医療費の削減に努めるとともに、保険料の収納率の向上などにより、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

また、生活保護をはじめとした低所得者福祉は、社会保障の根幹となっています。制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化などにより対象者の自立を支援します。

⑧ 福祉のまちづくり

だれもが住みやすいまちとするため、高齢者や障がい者、乳幼児を連れた市民などを含め、すべての人が利用しやすい道路や住宅、各種公共施設を整備するなど、人にやさしい福祉のまちづくりが求められています。

新市では、公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者や障がい者が利用しやすい住宅の確保を図ります。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種検診・健康診査の充実 ○ 健康づくりの推進
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療体制の充実・整備
高齢者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防事業の推進 ○ 地域包括ケア体制づくりの強化 ○ 社会参加・生きがいづくりの推進
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉施設の整備 ○ 子育て支援センターの設置 ○ 放課後児童クラブの充実
地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合福祉センターをはじめとする指定管理施設の整備 ○ 市民主体の福祉活動の支援
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス提供基盤の整備促進
福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設などにおけるバリアフリー化の推進

2 安全で快適に暮らせるまち

【基本方向】

- 広域道路網の整備を進めるとともに、新市の環状道路網や各地区拠点を連絡する道路網、生活道路網などの整備を進めます。
- 中心市街地において活力と魅力ある都市生活を支える都市機能の集積を図るとともに、地区拠点においても交通基盤整備や商業・サービス機能の立地促進、良好な住宅地の形成を図ります。
- 公共交通については、鉄道の輸送力増強、利便性向上を促進するとともに、乗合型デマンド交通システム「のり愛くん」の更なる利便性の向上や広域連携など、交通手段の充実を図ります。
- 公共下水道事業については、地域の均衡ある発展に配慮した整備を進めます。
- 上水道については、普及率の向上と経営の合理化及び水の安定供給に努めます。
- 市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るため、防災体制の整備や消防力の強化、防犯対策及び交通安全対策を進めます。
- 高速通信ネットワークの機能強化の進展を活かした情報サービスの充実に努めます。
- 新市の魅力を活かした景観行政を進めるとともに、適切な公的住宅の整備・管理に努めます。

【施策の方針】

① 道路網

国道50号のバイパス、筑西幹線道路、主要地方道筑西つくば線バイパスなど、広域交通網の整備を進めます。

また、これらの広域道路網との連携、東西軸や南北軸の機能強化を活かしながら、新市の中心市街地を迂回する環状道路の形成や新市の各地区拠点を連絡する道路網の形成、中心市街地と地区拠点を連絡する道路の整備などを進めます。

さらに、新市の各交流拠点施設を連絡する道路を始め、幹線道路を補完する道路や身近な生活道路の整備を推進します。

② 市街地整備

中心市街地については、活力と魅力ある都市生活を支える商業・業務、芸術・文化、レクリエーション、情報・交流などの都市機能の集積を図るとともに、質の高い街並みや回遊性に富んだにぎわいの形成を促進します。

地区拠点については、新市役所の支所として市民の身近なサービスを提供する利便性を確保するため、幹線道路をはじめとした交通基盤の整備を図りながら、生活の利便性を支える商業・サービス機能の立地を促進するとともに、周辺環境と調和した良好な住宅地の形成を図ります。

③ 公共交通対策

鉄道については、JR水戸線や関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の輸送力増強や利便性向上を促進します。

また、新市の公共・公益施設などの利用に配慮した乗合型デマンド交通システム「のり愛くん」の更なる利便性の向上や公共交通の広域連携など、交通手段の充実を図ります。

④ 公共下水道

公共下水道事業については、汚水幹線の整備を促進するとともに、地域の均衡ある発展に配慮し、認可区域の計画的な面整備を進め、供用開始区域の拡大と普及率向上に努めます。

⑤ 上水道

上水道については、安定した水の供給を図るため、老朽化した水道施設の計画的な更新及び耐震化を図ります。

また、維持管理費などのコスト削減や加入促進による収益の向上に努め、経営の健全化を図ります。

⑥ 消防・防災

市民の生命や財産を守り、安全で安心なまちの実現を図るため、防災行政無線をはじめとした予防体制、災害用品備蓄など、応急体制の充実に努めます。

また、筑西広域圏における常備消防と非常備消防（消防団・自主防災組織）の連携による消防体制の充実・強化を図るとともに、消防力の充実に

向けて、計画的に消防ポンプ車の更新、消防水利、消防施設の整備に努めます。

さらに、救急救命士の養成、救急自動車の更新や高規格救急車の導入、医療機関との連携の強化などを推進し、救急体制の一層の充実を図ります。

⑦ 防犯・交通安全

防犯灯や防犯カメラなどの防犯施設の整備を図るとともに、地域における多様な防犯活動を支援し、犯罪の未然防止に努めます。さらに、市民の防犯意識の高揚を図ります。

交通安全については、交通安全施設の整備を図るとともに、児童から高齢者に至る交通安全教育の充実を図ります。

⑧ 情報通信基盤

情報通信基盤は、IT社会に対応した生活基盤となるものです。特に、県と共同構築した高速・大容量情報通信ネットワークや民間事業者のサービスを活用し、生活文化情報などの各種情報の提供や公共施設間のネットワーク形成、さらに情報教育による人材育成を進めます。

⑨ 住環境

市街地の変化に富んだ魅力ある都市景観や屋敷林のある農村集落景観など、新市の魅力を活かした景観行政を進めます。

また、高齢者や障がい者など、だれもが安心して生活できる適切な公的住宅の整備・管理に努めます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
道路網	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画道路の整備(一本松・茂田線(筑西幹線道路)、中島・富士見町線など) ○ つくば市との連携軸道路の整備(倉持バイパス) ○ 生活道路の整備(新設改良、維持補修)
市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ シビックコア地区整備事業 ○ 下館駅南北一体化など周辺整備 ○ 土地区画整理事業(八丁台地区、東館地区など) ○ 都市計画道路の整備

(つづき)

施策名	主要事業の概要
公共交通対策	<ul style="list-style-type: none">○ デマンド交通などの地域公共交通の充実○ バスターミナル整備○ 真岡鐵道(第三セクター)運営支援事業
公共下水道	<ul style="list-style-type: none">○ 汚水幹線の整備○ 面整備の推進○ 普及促進
上水道	<ul style="list-style-type: none">○ 水道施設の計画的な更新及び耐震化○ 老朽化した水道管の布設替え○ 未整備区域への管路整備
消防・防災	<ul style="list-style-type: none">○ 消防施設などの整備○ 防災訓練・防災啓発活動の充実
防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none">○ 犯罪の起こりにくい環境の整備○ 住民参加による防犯対策の推進○ 交通安全施設の整備
情報通信基盤	<ul style="list-style-type: none">○ 情報管理システムの統合○ 情報提供システムの整備○ I T 基礎技能講習
住環境	<ul style="list-style-type: none">○ 市営住宅建設事業

【国・県事業】

施策名	主要事業の概要
道路網	<ul style="list-style-type: none">○ 国道 50 号下館バイパス整備○ 国道 50 号協和バイパス整備○ 主要地方道筑西三和線整備(筑西幹線道路)○ 主要地方道筑西つくば線明野バイパス整備○ 主要地方道筑西つくば線歩道整備○ 一般県道東山田岩瀬線バイパス整備○ 一般県道赤浜上大島線歩道整備○ 都市計画道路稻荷町線整備
公共下水道	<ul style="list-style-type: none">○ 鬼怒小貝流域下水道事業○ 小貝川東部流域下水道事業

3 市民だれもがいきいきと学び交流するまち

【基本方向】

- 子どもたちが、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、教育内容と教育環境の整備・充実を図ります。
- 市民一人ひとりが新市の担い手としていきいきと活動できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援するための学習環境の充実を図ります。
- 市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するためのスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
- 文化財などの保存・伝承とともに、市民の自主的な文化活動を支援します。また、青少年活動の支援や、市民交流、国際交流を促進します。

【施策の方針】

① 就学前教育

公立幼稚園については、施設の老朽化や就園児の状況などを踏まえて、認定こども園との機能集約について検討します。また、民間の教育・保育施設などとの調整を図りながら、対象年齢の拡大、障がい児の受け入れ拡充などを進めます。

さらに、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、地域の実情に則し、教育・保育施設などと小学校との連携を強化します。

② 義務教育

子どもたち一人ひとりが、新しい時代を切り拓き、たくましく生きる力をもった市民として成長できるよう、学校、家庭及び地域が連携し、教育内容と教育環境の充実を図ります。

教育内容については、生きる力の基盤となる確かな学力をすべての子どもたちが身につけることができるよう、ティームティーチングや子どもの理解度に配慮した教育を推進します。

また、児童・生徒や保護者が気軽に相談できるよう、カウンセラーの配置など相談体制の充実を図ります。

教育施設については、老朽化などがみられる施設があることから、計画的な整備を進めるとともに、小中一貫教育を積極的に推進し、各中学校区で施設一体型義務教育学校の設置を検討します。

さらに、学校給食については、給食センターの合理的な運営を図るとともに、地域の実状に応じた給食業務を推進します。

③ 高等学校との連携・大学など

生涯学習活動やスポーツ活動などにおいて、県立高校や特別支援学校と地域住民が連携した取り組みができるよう、関係機関との協力体制の確立を進めます。

また、新市建設の気運を活用し、専門学校・大学など高等教育機関の立地誘導を積極的に進めます。

④ 生涯学習

市民が地域に根ざした学習活動を自主的に展開できるよう、地域の課題に対応した学習機会を提供します。

また、自主的な学習活動を支援するため、図書館の充実とともに、図書館相互のネットワーク形成などを通じて、学習環境の充実を図ります。

さらに、公民館や図書館など、生涯学習関連施設の役割分担と連携を図りながら、市民への学習情報の提供の充実に努めます。

一方、平地林や丘陵地を活かした、地域独自の生涯学習活動を推進し、自然、歴史・文化、産業などと連携した個性ある生涯学習活動の発展を図ります。

⑤ スポーツ・レクリエーション

健康に関する市民の意識の高まりとともに、スポーツに対する市民ニーズが多様化してきました。新市には各地域にスポーツ活動の拠点となる施設があります。

今後とも、市民の健康づくりや連帯感の醸成に寄与するため、施設の充実と有効活用を図りながら、様々なスポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。

特に、拠点施設の機能強化やスポーツ施設のネットワーク化を図ります。

さらに、スポーツ団体や利用団体などの連携強化を図るとともに、指導者の育成やニュースポーツの普及、スポーツイベントの充実に努めます。

⑥ 地域文化

この地域には、陶芸や絵画及び伝統芸能の振興とともに、郷土芸能や文化財などを保存・伝承してきた実績があります。

特に、市民がこうした芸術文化活動に参加し、その担い手となってきたという経験を活かし、今後とも多くの市民が豊かな感性を磨くことができる機会を提供するため、美術館などの既存施設の活用を進めます。

また、新たな拠点的文化・交流施設の整備検討を進めるとともに、市民の自主的な文化活動を支援します。

⑦ 青少年健全育成

次代を担う青少年の健全育成は、地域社会の重要な課題となっています。

青少年が地域に親しみと愛着が持てるよう、文化・スポーツ・ボランティアなどの活動をとおして、青少年が地域のなかで活躍できる機会を提供します。また、地域の青少年健全育成団体の活動を支援するとともに、青少年の自主的な取り組みを支援します。

⑧ 市民交流・国際交流

価値観の多様化が指摘されるなかで、その多様性を互いに認め合いながら、連帯意識が持てる社会づくりを進めるため、各地域で行ってきた各種交流イベントを継続し、市民相互の交流の活性化を図ります。

また、姉妹都市交流や国際交流を促進します。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
就学前教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 質の高い幼児教育の充実 ○ 幼保小連携の強化
義務教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校施設の耐震診断 ○ 小・中学校施設の整備 ○ 学校図書館と公立図書館とのネットワーク形成 ○ 情報教育の推進 ○ 学校給食センターの整備
高等学校との連携・大学など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学など教育機関の立地誘導
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域図書館機能の整備 ○ 地域公民館機能の充実 ○ 文化祭などの充実 ○ 文化活動支援事業
スポーツ・レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ施設の整備 ○ スポーツイベントの開催
地域文化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 芸術・文化イベントの開催 ○ 拠点的文化交流施設などの整備 ○ 史跡の保全活用
青少年健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年団体などの活動支援
市民交流・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種交流イベントの開催 ○ 姉妹都市交流事業 ○ 国際交流事業

4 活力ある産業のまち

【基本方向】

- 新市の多様な資源を有効に活用するとともに、「筑西市産業振興条例」に基づき、農業・商業・工業を振興して活力ある産業のまちとして発展することを目指します。
- 農業については、生産基盤の整備や農産物の付加価値化、販路の拡大、経営感覚に優れた経営体や新規就農者の育成を図ります。また、環境に配慮した持続可能な農業を推進します。
- 工業については、既存工業の振興と企業誘致、幹線道路沿線地域などへの企業の立地を促進します。
- 商業については、都市型観光事業とも連携した商店街の魅力アップを支援するとともに、新たな商業核などの立地を誘導します。
- 観光については、自然環境や歴史・文化的資源、伝統工芸品、イベントなどの多様な地域資源を有効に活用して魅力アップを推進し、交流人口の増大や消費の拡大を図ります。

【施策の方針】

① 農業

米、果樹、野菜など、田園地帯における基幹産業となっている農業の活性化を図るため、農地の荒廃を防止し、生産性の向上を図るとともに、農地の流動化を促進するための生産基盤の整備を進めます。

また、農産物の販売力を強化するため、農産物加工などによる付加価値化、広域交通体系の整備効果を活かした生産・流通体系の充実などを通じた販路の拡大を促進します。

農業後継者の育成では、関係機関と連携して、認定農業者の育成や、栽培・加工技術、流通に関する研修・交流・支援を進めます。

さらに、畜産振興対策とも連携し、有機物を有効活用した土づくりを支援するなど、自然の生態系に配慮した循環型農業を推進します。

② 工業

工業については、既存工業の振興と工業専用地域、工業地域、準工業地域などへの企業誘致を促進し、新たな産業用地の確保を図ります。

また、「つくば」との近接性や広域交通体系の整備、広域物流特区の認定などの効果を活かし、幹線道路沿線地域などにおいて、開発・研究、物流などの企業立地を促進します。さらに、産業創出支援を行う関係機関と連携し、人材や技術、研究開発に関する情報提供・交流機会の提供などの施策を試み、地域産業の活性化を図ります。

加えて、つくば明野工業団地及びつくば明野北部工業団地などの拡大整備を促進するとともに、関連する道路整備などの事業を進めます。

③ 商業

新市のにぎわいと日常生活の利便性を向上させるためには、商業環境の整備は重要な要件となります。

そのため、質の高い街並み形成や界隈性の確保といった商店街の魅力アップを支援するとともに、芸術・文化、レジャー施設などの都市型観光施設の充実や道路網の整備とも連携し、中心商店街への人の誘導を支援します。

また、広域的な交通条件の向上を踏まえ、新たな商業核などの立地を誘導します。

④ 観光

観光振興にとっては、農業や商業の振興、道路交通網の整備、地域の各種資源を活かしたまちづくりなどと連携し、効果的な誘客促進を図る取り組みが重要です。

そこで、鬼怒川・小貝川などの河川、北部丘陵地の山林や南部の平地林などの自然環境、街並みや集落・田園・筑波山を望む風景などの景観、関城跡、新治廃寺跡、新治郡衙跡、板谷波山記念館、寺社などの歴史・文化的資源、桐下駄などの伝統工芸品、さらに既存のレクリエーション施設、祭り、イベント、真岡鐵道真岡線のS L運行など多様な地域資源を有効に活用します。

そして、道の駅グランテラス筑西を拠点として、これらの資源のネットワーク化や情報発信・周遊観光の促進を図り、交流人口を増大させ、消費を拡大させていきます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○ ほ場整備事業 ○ 農道整備事業 ○ 農産物PR事業
工業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業団地関連道路網の整備
商業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街活性化事業
観光	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合物産センターなどの整備 ○ 真岡線SL運行事業 ○ 観光イベント事業

【県事業】

施策名	主要事業の概要
農業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営体育成基盤整備事業(黒子地区、大宝沼地区、松原地区、長讃地区、蓮沼地区、大川北地区、伊讚美地区、観音川北部地区、黒子北部地区) ○ 県営ほ場整備事業担い手育成型(大川南地区、谷永島地区) ○ 土地改良総合整備事業(下館中地区、布川地区、西田地区) ○ 畑地帯総合整備事業(関本地区、成井・鷺島地区) ○ 農免農道整備事業(河間西部地区) ○ ふるさと農道整備事業(下館西部・下館北部) ○ 霞ヶ浦用水農業水利事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1

2

3

4

5

6

第7章

第8章



5 豊かな自然環境と共生するうるおいのあるまち

【基本方向】

- 鬼怒川や小貝川などの河川や平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を保存・継承するとともに、活用するための施策を進めます。
- 市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場として、拠点的な公園を位置づけ、その充実に努めます。
- ごみ処理については、減量化、省資源、リサイクルを推進するとともに、適正な処理を行い、循環型社会の形成に努めます。し尿処理については、筑西広域市町村圏事務組合による適正な処理を進めます。
- エネルギー対策としては、省エネルギー対策を推進するとともに、自然エネルギーの利用を促進するなど、地球温暖化防止に努めます。
- 公害防止対策としては、関係機関と連携しつつ、指導や監視体制の強化に努めます。

【施策の方針】

① 環境に配慮する仕組みづくり

新市は、鬼怒川や小貝川などの河川や北部丘陵地の山林、平地林など、水と緑に囲まれた豊かな自然環境を有しています。

これらを市民の財産として保存・継承するとともに、豊かな自然に親しみ、市民の憩いや交流、学習の場として活用するための施策を進めます。

特に、平地林は新市の独特の景観であり、人間生活と自然との接点となっています。市民が身近で気軽に自然にふれる場所として、住民参加による里山の整備・保全・活用に努めます。

また、河川の改修やほ場整備などの実施にあたっては、生態系や景観に配慮した施工を行い、安全で親しみのある環境の確保に努めるとともに、住民参加による環境保全活動を促進します。

② 河川・水辺環境

河川の防災機能の強化を促進するとともに、親水性や生態系に配慮した河川改修を進め、安全で親しみやすい河川環境を創造します。

また、親水空間となっている公園や堤防・河川敷の活用を図ります。

③ 公園・緑地

新市には、自然を活かした緑地公園や市街地に配置された都市公園、運動公園など多様な公園があります。

これら公園・緑地の中で、市民の憩い・交流の場、スポーツ・レクリエーションの場となっている公園などについて交流拠点と位置づけ、その整備・充実に努めます。

また、土地区画整理事業などに伴う都市公園の整備を進めます。

④ ごみ・し尿処理

ごみ処理は、1市3町とも参加する筑西広域市町村圏事務組合のごみ処理施設において処理を行ってきました。新市においても、一般廃棄物処理計画に基づき適正な処理に努めます。

また、循環型社会の構築のため、市民の3R※（リデュース、リユース、リサイクル）の視点に立ったエコライフ意識の高揚を図るとともに、ごみの分別収集の徹底、資源ごみの回収などの充実に努めます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、筑西広域市町村圏事務組合のし尿処理施設により衛生的な処理を進めます。

⑤ 生活排水対策

清潔で快適な生活と河川等公共用水域の水質保全を図るため、新市における生活排水処理計画に基づき生活排水対策を推進します。

特に、公共下水道及び農業集落排水処理施設の適切な機能保全を実施し、計画的な整備も含め、施設の効率的な維持管理に努めます。また、公共下水道事業や農業集落排水事業との整合に配慮して合併処理浄化槽の普及に努めます。

⑥ エネルギー対策

地球規模の環境保全を進めるにあたっては、石油エネルギー以外の新たなエネルギーを確保することが重要です。

エネルギー対策としては、公共施設における省エネルギー対策や公用車への低公害車の導入を推進するとともに、市民サービスとの調整を図りな

※ 3R:リデュース:(廃棄物の発生抑制)、リユース:(製品・部品の再利用)、リサイクル:(再生資源の利用)

がら、太陽光発電システムの普及啓発などの自然エネルギーの利用を促進し、地球温暖化防止対策に努めます。

⑦ 公害防止

新市には平地林や丘陵地など豊かな自然環境がある一方、これらへのごみの不法投棄も後が絶ちません。そこで、不法投棄を未然に防ぐため、警察及び県等の関係機関と連携して発見通報体制や監視指導体制の充実強化を図ります。

また、水質汚濁などの公害発生の未然防止に向け、公害防止関係法令の効果的運用や公害防止対策の充実、関係機関との連携による指導に努めます。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
環境に配慮する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平地林・丘陵地の整備・保全・活用 ○ 森林環境の保全・整備
河川・水辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水辺空間整備事業 ○ 観音川フラワーロード事業
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動公園等都市公園の整備 ○ 鬼怒緑地広場の整備
ごみ・し尿処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量化・再資源化事業 ○ 循環型システムの普及
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業集落排水事業 ○ 合併処理浄化槽の普及
エネルギー対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー対策の推進 ○ 自然エネルギーの普及啓発
公害防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄防止監視体制の強化

【県事業】

施策名	主要事業の概要
河川・水辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 桜川及び観音川改修事業

▶ 6 連携と協働で進めるまちづくり

【基本方向】

- 市民生活の安定と安心した生活を支援するため、市民・企業・団体などとの協働したまちづくりを推進します。
- 男女共同参画社会の実現を目指し、意識の啓発や仕組みの整備など多様な施策を展開します。
- すべての市民の人権が尊重され、一人ひとりが持てる能力を十分に発揮してまちづくりに取り組む社会の構築を目指し、各種啓発活動を進めます。
- 市民サービスの公平性や生活支援を進めるため、市民への情報提供や広聴活動、相談事業を推進します。
- 市民ニーズを的確に捉え、有効なサービスを継続的に提供するため、効率的な行財政運営に努めます。

【施策の方針】

① 市民活動の支援

持続的で広がりのある地域活動の展開を目指し、市民による自主的・主体的なまちづくりを支援します。

特に、市民のまちづくりへの参画意識の啓発を図るとともに、各種の行政計画などの策定にあたっては、市民がまちづくりの担い手として意見を表明できるよう多様な形の市民参画を進めます。

また、自治会や行政区などのコミュニティリーダーの育成に努めます。

さらに、市民や民間事業者などの連携・協働により、公共施設などの整備・運営の効率化に努めます。

② 男女共同参画の推進

男女が、社会の対等な一員として、あらゆる分野に参画し、共に力を発揮していく男女共同参画社会づくりを目指します。

固定的な男女の役割分担意識の見直しへの啓発、政策・方針決定の場への女性の登用、子育て・介護などにかかわる環境の整備、女性団体の交流や情報の共有、男女共同参画を阻害する、さまざまな問題の解決に向けた相談業務などの充実に努めます。

③ 人権尊重のまちづくり

すべての市民が、性別、年齢、障がいの有無、国籍などに制約されることなく、まちづくりの担い手として活発に活動するためには、一人ひとりの人権が尊重されるまちであることが重要です。

そのため、市民や事業者、関係機関との連携を図りながら、人権に関する意識啓発を進める学習・交流機会を提供します。

④ 広報・広聴・相談

まちづくりへの市民参画を促進するためにも、市民への情報提供の充実やまちづくりに関する学習機会の提供を進めます。

また、市民が混乱なく行政サービスが利用できるよう、広報紙やホームページなどの充実、公共メディアやインターネットなどを活用した広報・広聴体制の充実に努めます。

相談業務については、法律相談や人権相談など気軽に相談できる体制の確保を図ります。

⑤ 効率的な行財政運営

市民ニーズを的確に捉え、行政サービスがより効果を発揮できるようにするための行財政改革を進めます。

特に、新市にふさわしい行政組織機構の構築や、人事管理制度の見直し、市民の満足度を高めるための行政評価制度などの導入などを推進します。

また、新市としての一体性のあるまちづくりを進めるため、新市建設計画を踏まえた新しい総合計画（基本構想・基本計画）の策定を進めます。

財政運営については、税収などの大幅な伸びが期待できないなか、自主財源の確保と経常的経費の節減に努めます。特に、自治体業務については、DX推進計画に基づき、行政手続きのオンライン化、AI・RPAの利用などの業務の合理化による人件費などの抑制や、ペーパーレス化による物件費などの削減に努めます。

⑥ 広域行政

筑西広域市町村圏事務組合などとの連携を図り、効率的な行政運営を推進します。

【主要事業の概要】

施策名	主要事業の概要
市民活動の支援	○ 市民協働型まちづくり推進事業
男女共同参画の推進	○ 男女共同参画推進事業
人権尊重のまちづくり	○ 人権に関する意識啓発の推進
広報・広聴・相談	○ 広報紙などの充実 ○ 市勢要覧の作成 ○ 広報ビデオ・情報誌作成 ○ 広聴体制の充実 ○ 相談体制の確保
効率的な行財政運営	○ 行財政改革推進事業 ○ 行政評価推進事業 ○ 公共施設の有効活用
広域行政	○ 効率的な行政運営の推進

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

1

2

3

4

5

6

第7章

第8章





第7章

公共的施設の統整合備

1 基本的考え方

- 公共的施設の統合整備にあたっては、市民ニーズの把握に努めつつ、生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮します。
- 新規の公共的施設の整備にあたっては、地域特性や地域間のバランス、財政状況などを考慮しながら行うことを基本とします。
- 公共的施設の更新・改修にあたっては、合併の効果が最大限発揮できるように配慮します。
- 既存の公共的施設については、施設の有効活用を図るとともに、行政改革や市民協働型まちづくりの推進により、効率的で有効な運営・管理に努め、施設利用や事業内容について住民の満足度向上を目指します。

2 基本方向

(1) 新規施設の整備

新規の公共的施設の整備にあたっては、市民ニーズを的確に把握するとともに、将来展望を示し、既存施設との機能分担、地域バランス、将来の財政負担などを明確にし、十分な検討を行って整備を図るものとします。

また、施設の維持管理体制や運営費用、活用方法などについても具体的な検討を行うものとします。

(2) 既存施設の再整備と活用

既存の公共的施設の再整備にあたっては、合併を契機として他の施設との複合化や役割分担、連携などを検討し、効率的なサービスが提供できる施設としての再整備に努めます。

保健福祉施設や生涯学習施設、社会体育施設などの公共的施設については、利活用の促進と効率的な運営を図るために、管理運営体制の随時見直しを図ります。

なお、本庁舎については、業務の効率性から庁舎機能を集約し、市民の利便性の向上を図りました。

また、支所は、地域住民の身近な行政サービス窓口としての機能が期待されていることから、オンラインシステムなど支所機能の整備・充実を図り、身近な行政サービス提供体制の強化を目指します。



第 8 章

財政計画

1 基本的考え方

財政計画は、合併期日の属する年度及びそれに続く25か年度（平成16年度～令和11年度）について、歳入歳出の項目ごとに過去の実績や社会経済情勢、人口の推移などを考慮しながら、普通会計ベースで算出したものです。

平成16年度の新市建設計画策定時においては、平成15年度の1市3町の決算見込み額を基本として、平成26年度までの10年間の推計を行いました。

平成25年度及び平成29年度の改定においては、それぞれの前年度の決算数値とし、改定年度以降は将来想定される後年度予定事業費及び財源について積算した結果を集計した上で、過去の実績、社会経済情勢なども考慮しながら推計を行いました。

令和4年度の改定においては、令和3年度まではそれぞれの年度の決算数値とし、令和4年度以降は改定時に想定される後年度予定事業費及び財源について積算した結果を集計した上で、過去の実績、社会経済情勢なども考慮しながら推計しています。

2 歳入の考え方

（1）地方税

現行税制度を基本として、経済情勢や人口の推移などを勘案しながら推計しています。

（2）地方譲与税など

地方譲与税及び交付金については、過去の実績などを勘案し収入額を見込んでいます。

（3）地方交付税

普通交付税については、現行制度を基本として、令和3年度決算及び令和4年度算定をベースに、合併特例債などの元利償還金の交付税措置を各年度に見込んで推計しています。

(4) 国庫支出金・県支出金

過去の実績を踏まえるとともに、現行制度が引き続き継続される前提で、後年度実施予定の新市建設計画事業分を見込んでいます。

(5) 繰入金

事業実施のための特定目的基金の繰入を見込むとともに、普通交付税の合併算定替の終了による影響を考慮し、年度間の財源を調整するための財政調整基金の繰入を見込んでいます。

(6) 地方債

現行制度をもとに、新市建設計画事業及びその他の普通建設事業分に、臨時財政対策債を加えて見込んでいます。

(7) その他

繰越金については、当該財政見通しが予算ベースであることから、単年度の歳入・歳出のかい離は、各年度において解消されていること、決算において例年と同様の剰余金が発生することを前提として、同額で見込んでいます。

その他については、大きな変動はないものとして、過去の実績を踏まえ推計しています。

3 歳出の考え方

(1) 人件費

職員人件費については、令和3年度の給与を基礎として、各年度の退職及び採用予定数などを見込んで推計しています。

報酬その他については、令和4年度予算ベースで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績を踏まえながら、内部管理経費については不断の見直しにより、一層の削減を図ることを前提として推計しています。

(3) 扶助費

現行制度が存続するものとして、過去の実績をベースに、少子高齢化の進展などの社会情勢を踏まえて推計しています。

(4) 補助費など

過去の実績及び公営企業会計の状況などを勘案して算定しています。

(5) 公債費

令和3年度までに発行した地方債の償還予定額に、令和4年度以降の発行見込額によって生じる元利償還金を加えて推計しています。

(6) 積立金

市の一体感の醸成及び地域振興のための基金への積立てを見込んで推計しています。

(7) 普通建設事業費

新市建設計画事業及びその他の普通建設事業の実施を見込んで推計しています。

(8) 繰出金

過去の実績及び特別会計の状況などを勘案して推計しています。

(9) その他

大きな変動はないものとして、過去の実績を勘案して推計しています。

単位：百万円

◆歳入計画

区分	平成																													
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度				
市 税	12,929	13,865	13,857	15,844	15,829	13,766	14,595	15,102	15,292	14,110	14,255	15,689	14,602	14,903	15,042	15,394	14,931	15,204	14,851	14,536	14,346	14,381	14,417	14,225	14,256	14,282				
地方譲与税	1,006	1,237	1,680	828	801	745	729	713	667	635	607	635	628	626	628	624	622	634	636	635	638	638	638	638	638	638				
交付金	2,114	2,039	2,076	1,732	1,625	1,537	1,482	1,392	1,318	1,365	1,504	2,231	1,943	2,147	2,265	2,278	2,717	3,167	2,986	3,008	3,029	3,052	3,074	3,098	3,121	3,145				
地方交付税	7,850	8,075	6,844	6,506	6,185	7,309	8,307	8,671	7,909	7,731	8,547	8,704	7,339	7,508	7,013	7,126	8,015	8,408	7,595	7,792	7,318	7,230	7,121	7,298	7,333	7,328				
国庫支出金	2,349	3,117	2,778	2,791	2,957	5,441	4,997	5,128	5,250	6,088	5,599	5,447	5,084	5,114	5,225	5,559	18,053	9,745	6,346	5,509	4,981	4,787	4,697	4,929	4,804	4,690				
県支出金	1,779	1,521	1,565	1,804	1,934	2,050	2,480	2,904	2,416	2,460	2,611	2,743	3,806	4,319	2,813	2,939	3,342	3,577	3,049	2,849	2,817	2,717	2,671	2,799	2,741	2,682				
繰入金	2,821	1,171	859	534	525	502	453	121	262	861	396	401	1,958	879	1,123	849	318	335	399	387	650	808	997	886	1,258	1,638				
地方債	3,240	2,591	2,778	2,813	3,159	4,347	3,935	3,672	5,456	4,892	6,025	3,717	4,430	3,749	6,452	5,968	4,921	5,888	7,700	5,236	5,834	4,344	3,623	5,216	4,859	4,204				
その他	4,956	3,386	4,453	4,208	3,339	3,992	3,829	3,556	4,456	4,161	4,232	3,898	4,624	4,013	5,217	3,302	2,918	3,908	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514	2,514				
合計	39,044	37,002	36,890	37,060	36,354	39,689	40,807	41,259	43,026	42,303	43,776	43,465	44,414	43,258	45,778	44,039	55,837	50,866	46,076	42,466	42,127	40,471	39,752	41,603	41,524	41,121				

※1 「地方譲与税」 地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税を含んでいます。

※2 「交付金」 地方消費税交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金を含んでいます。

※3 「その他」 繰越金、諸収入、使用料及び手数料などを含んでいます。

◆歳出計画

単位：百万円

区分	平成																													
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度				
人件費	8,269	8,083	7,974	7,461	7,543	7,275	7,014	6,774	6,688	6,220	6,066	6,001	6,023	5,939	5,869	5,778	5,728	5,661	5,977	5,837	5,969	5,894	5,894	5,894	5,894	5,894				
物件費	4,598	4,116	3,806	3,974	3,758	3,783	3,768	4,198	3,864	3,925	4,109	4,461	4,573	4,187	4,345	4,638	5,813	5,774	5,760	5,348	4,915	4,931	4,948	4,964	4,980	4,997				
扶助費	3,944	4,253	4,565	4,919	5,047	5,402	7,009	7,348	7,291	7,423	7,883	8,145	8,659	8,795	8,672	9,167	9,627	11,706	10,157	9,446	9,411	9,377	9,381	9,385	9,390	9,394				
補助費等	5,247	5,403	5,159	5,592	5,199	7,507	5,069	5,663	4,970	5,424	5,637	5,946	7,165	7,630	7,940	5,500	18,548	7,149	8,142	8,142	8,142	8,142	8,142	8,142	8,142	8,142				
公債費	4,284	4,300	4,437	4,581	4,547	4,378	4,493	4,500	4,481	4,476	4,575	4,511	4,645	4,713	4,458	4,360	4,317	4,249	4,392	4,198	4,232	4,113	4,111	4,365	4,640	4,887				
積立金	978	495	298	517	568	1,220	2,759	279	1,162	46	1,088	1,490	154	394	640	646	792	2,933	813	693	693	274	274	274	274	274				
普通建設事業	4,892	2,842	3,376	2,667	2,436	3,093	4,193	4,099	6,791	7,157	7,051	4,276	5,191	3,584	6,225	6,417	4,668	6,102	4,819	4,782	4,770	3,749	3,029	4,621	4,265	3,610				
繰出金	4,749	4,828	4,784	5,551	4,790	4,544	4,584	4,794	5,001	4,756	4,900	5,394	5,592	5,185	5,439	5,881	3,574	3,593	3,553	3,553	3,540	3,540	3,524	3,509	3,493	3,477				
その他	428	467	375	317	352	412	394	926	305	239	203	320	283	294	328	323	462	394	488	467	455	449	449	449	446	446				
合計	37,389	34,787	34,774	35,579	34,240	37,614	39,283	38,581	40,553	39,666	41,512	40,544	42,285	40,721	43,916	42,710	53,529	47,561	44,101	42,466	42,127	40,471	39,752	41,603	41,524	41,121				

※4 投資及び出資金、貸付金、維持補修費などを含んでいます。





筑西市建設計画

- ・平成16年5月 策定
- ・平成17年3月 第1回変更
(発行：下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会)
- ・平成26年3月 第2回変更
(発行：筑西市)
- ・平成30年3月 第3回変更
(発行：筑西市)
- ・令和4年3月 第4回変更
(発行：筑西市)

〒308-8616 茨城県筑西市丙 360 番地
TEL : 0296-24-2197 FAX : 0296-24-2159